

第八十回

参議院内閣委員会議録第二号

(七六)

昭和五十二年三月二十二日(火曜日)

午前十時三十九分開会

三月二十二日

委員の異動

世耕 政隆君
辞任補欠選任
福井 勇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

増原 恵吉君

上田 総君

岡田 野田 秦

林 福井 八木

山本茂 大塚 太田

大塚 岩間 正男君

太田 淳夫君

河田 賢治君

西村 英一君

藤田 正明君

田村 元君

政府委員

行政管理庁長官
官房審議官

加地 夏雄君

行政管理庁長官
官房会計課長

林 伸樹君

行政管理庁行政
監察局長

辻 敬一君

防衛庁參事官
防衛庁參事官

川島 鉄男君

防衛庁長官房
防衛庁長官房

水間 幸一君

防衛庁装備局長
防衛庁人事教育

伊藤 圭一君

防衛施設庁施設
部長

竹岡 勝美君

防衛施設庁施設
部長

江口 徹君

防衛省航空局次
長

高島 斎藤

防衛省航空局次
長

松本 正一君

外務省アジア局
外務省アメリカ
局安全保謙課長

遠藤 哲也君

常任委員会専門
員

首藤 俊彦君

事務局側
説明員

北東アジア課長

佐藤 行雄君

國務大臣

運輸大臣

國務大臣
(内閣官房長官)

西村

本日の会議に付した案件
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

(今期国会における本委員会関係内閣提出予定法律案に関する件)

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)

まず、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案について説明を聽取いたします。藤田正明君

田内閣官房長官事務代理

○国務大臣(藤田正明君) 今国会の内閣提出予定法律案は、三月二十二日現在総件数七十七件であります。うち予算関係法律案は四十件でございます。このうちすでに国会に提出されておりますものは六十一件であり、うち予算関係法律案は四十件全部提出済みとなっております。

なお、現在国会に提出されていない法律案については、できる限り早期に提出するよう努力中でございます。

これら内閣提出予定法律案のうち、当内閣委員会に付託され、または付託が予想されます法律案は十三件、そのうち予算関係法律案は八件となることと思いますが、これらの法律案の件名及び要旨等はお手元の資料のとおりでございます。

なお、委員会への付託は当院において決定される問題でございますので、若干の変更もあるうかと存じます。

本日の会議に付した案件
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

(今期国会における本委員会関係内閣提出予定法律案に関する件)

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)

以上でございます。

(昭和五十二年度総理府本府予算に関する件)
正並びに行政運営の改善に対する行政管理庁の基本方針に関する件)

○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)

○委員長(増原恵吉君) 次に、昭和五十二年度総理府本府予算について、総理府総務長官から説明を聽取いたします。藤田総理府総務長官

本府の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

昭和五十二年度総理府本府の歳出予算要求額は、一兆九百六十九億八千三百二十五万円であります。これを前年度歳出予算額九千三百五十一億九千六百十一万七千円に比較いたしますと、一千六百十七億八千七百十三万三千円の増額となつております。

以下、その主たるものにつきまして、予定経費要求書の順に従つて申し上げます。

交通安全対策に必要な経費三億八千七十九万二千円、広報及び世論調査に必要な経費百三億四千九万円、褒賞品製造に必要な経費四億三千七百二十万六千円、恩給の支給に必要な経費一兆六百五十二億五千九百六十七万六千円、統計調査に必要な経費三十四億二千九百七万五千円、青少年对策本部に必要な経費二十九億七千八十六千円、北の方対策本部に必要な経費三億五千八百五十二万円、日本学術会議に必要な経費七億六百五十六万円等であります。

次に、その概要を御説明いたします。

交通安全対策に必要な経費は、交通安全基本計画の実施その他交通安全対策の効果的な推進を図るための経費であります。前年度に比較して一千二千六百三十六万五千円の増額となつております。

広報及び世論調査に必要な経費は、広報、世論調査の実施等に必要な経費であります。前年度

に比較して九億八千九百九十二万六千円の増額となつております。

褒賞品製造に必要な経費は、叙勲及び褒賞の授与に必要な経費でありまして、在庫調整のため前年度に比較して一億七千二百二十六万四千円の減額となつております。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づいて、文官、旧軍人、その遺族等に対して恩給を支給し、また国會議員互助年金法に基づいて、退職した国會議員及びその遺族に対して互助年金等を支給するための経費であります。昭和五十二年度においては、恩給年額の改定等の恩給改善措置を講じることとしており、前年度に比較して千五百九十六億一千七百八十万円の増額となつております。

統計調査に必要な経費は、就業構造基本調査、

全国物価統計調査及び各種経常統計調査に必要な経費であります。前年度に比較して七億九千五百八十四万二千円の増額となつております。

青少年対策本部に必要な経費は、第二回世界青年意識調査、青少年非行防止特別活動、少年補導センターの運営費補助、青少年健全育成推進事業、青少年の国際交流、青少年指導者の養成等事業及び国民健康体力増強等のための経費であります。前年度に比較して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

北方対策本部に必要な経費は、同本部の一般事務処理費及び北方領土問題対策協会に対する補助に必要な経費であります。前年度に比較して三千七百十二万六千円の増額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務の推進、第十一期会員選挙等のための経費であります。前年度に比較して一億三千二百四万二千円の増額となつております。

以上をもちまして、昭和五十二年度総理府本府の歳出予算要求額の説明を終わります。

○委員長(増原恵吉君) 次に、昭和五十二年度における行政機構及び定員の改正並びに行政運営の改善に関する行政管理庁の基本方針について、行政管理庁長官から説明を聽取いたします。西村行政管理庁長官。

○國務大臣(西村英一君) 第八十回国会における内閣委員会の御審議に先立ち、行政組織及び行政運営の改善に関する諸問題につきまして、御説明申し上げます。

現在、わが国は、厳しい財政事情のもとにありて、物価の安定と景気の着実な回復に努めつつ、充実した国民生活の実現を図らなければならないというべきわめて困難な課題に直面しております。

このような情勢のもとにおきましては、行政は、その簡素合理化と運営の効率化を図つて国民の信頼に十分こたえていくことが必要であります。

このようないくつかの観点から、行政管理庁の業務運営について申し述べますと、第一に、昭和五十二年度の行政機構等の要求につきましては、現下の厳しい情勢にかんがみ、行政機構膨張抑制の見地から、一部付属機関等を除き、部局、特殊法人の新設は、すべてこれを認めないこととしたしました。また、既存の特殊法人につきましても、昭和五十年十二月三十一日閣議了解が行われた十八法人のうち、二法人を廃止することとしたしております。

次に、国家公務員の定員につきましては、昨年八月策定された計画により、定員削減を行うとともに前年度に比して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

北方対策本部に必要な経費は、同本部の一般事務処理費及び北方領土問題対策協会に対する補助に必要な経費であります。前年度に比較して三千七百十二万六千円の増額となつております。

青少年対策本部に必要な経費は、第二回世界青年意識調査、青少年非行防止特別活動、少年補導

の推進に重点を置いて監察、調査を実施する必要があります。

このようないくつかの観点から、昭和五十二年度におきましては、生活環境の整備、国民の健康の保持、消費者の保護及び補助金事務の簡素合理化等について行政監察を実施してまいりたいと考えております。

また、各地域において発生している行政上の問題や行政相談事案につきましては、当庁の全国組織を十分に活用して、国民の立場に立つて積極的にその改善、解決に努めてまいる所存であります。

以上、所管行政につきまして御説明をいたしましたが、今後におきましても行政組織及び行政運営の改善につきましては、行政監理委員会の意見等を尊重し、また、民意の反映にも留意してこれを強力に推進し、国民の信頼にこたえ得る行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいる所存であります。

委員各位におかれましては、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。委員各位におかれましては、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いする次第であります。

次に、国家公務員の定員につきましては、昨年

八月策定された計画により、定員削減を行うとともに前年度に比して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

次に、国家公務員の定員につきましては、昨年

八月策定された計画により、定員削減を行うとともに前年度に比して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

次に、国家公務員の定員につきましては、昨年

八月策定された計画により、定員削減を行うとともに前年度に比して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

次に、国家公務員の定員につきましては、昨年

八月策定された計画により、定員削減を行うとともに前年度に比して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

次に、国家公務員の定員につきましては、昨年

八月策定された計画により、定員削減を行うとともに前年度に比して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

次に、国家公務員の定員につきましては、昨年

八月策定された計画により、定員削減を行うとともに前年度に比して一億六千六百五十万四千円の増額となつております。

このたび設置しようとしたしまさる気象衛星センターは、この静止気象衛星の打ち上げに伴い、気象衛星による気象等の観測及び気象通信に関する業務を行わせるものであります。

改正の第二は、気象衛星センターの設置に伴い、気象衛星による気象等の観測及び気象通信に関する業務を行わせるものであります。

改正の第三は、運輸省の地方支分部局である東京航空交通管制部の位置を東京都東久留米市から埼玉県所沢市に変更することとなります。

運輸省におきましては、航空交通管制の近代化のため全国的な航空路監視レーダー網と管制情報処理システムの整備を行つてまいりましたが、この一環として、東京航空交通管制部に大型の電子計算機を初めて多数の新鋭の機器を導入することといたしました。これらの整備を行つたためには、現在の庁舎では狭隘でありますので、埼玉県所沢市に移転することとした次第であります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。いたしました。これらは、この法律案を提出する理由であります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

○委員長(増原恵吉君) 次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聽取いたします。田村運輸大臣。

○國務大臣(田村元君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一項を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一は、気象庁の付属機関として、東京都清瀬市に気象衛星センターを設置することになります。

世界気象機関では、気象等の予報の精度を高めるため世界気象監視計画を定め、五つの静止気象衛星等により地球の全域にわたり気象等の観測を進めることを計画し、わが国もこれに参加して本年七月には静止気象衛星を打ち上げることを予定しております。

以上をもちまして、昭和五十二年度防衛本庁の歳出予算額は一兆五千三百四十九億三百万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千六百四十一億六千六百

万円の増加となつております。

次に、維持費は、昭和五十二年度甲型警備艦建造費等で六百八十九億九千六百万円、国庫債務負担行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で三千六百二十四億四千六百万円となっています。

また、昭和五十二年度における自衛官の定数の変更及び法律の改正を要する部隊の編成等の変更については、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を提出し、御審議をお願い申し上げております。

(二) 次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十二年度予算においては、最近における経済財政事情を踏まえ、新しい防衛計画の大綱に従つて防衛力の整備を進めることいたしておりますが、特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、平時における自衛隊業務の中心をなす教育訓練の重要性にかんがみ、装備品の維持修繕費、油購入費等所要の教育訓練関係の経費を確保し、隊員の練度の維持向上を期しております。

第二に、隊員の待遇改善のための諸施策を強化することとし、このため隊舎、公務員宿舎の建設等生活環境の整備を進めるとともに、予備自衛官の訓練招集手当の引き上げ等人事諸施策の改善を図ることとしております。

第三に、均衡のとれた後方支援体制の整備を図るため、各種防衛施設の整備を重点的に行ないます。

第四に、陸上部隊装備、航空機、艦船等主要装備については、從来の装備の更新近代化を中心として整備することとしております。

(三) 以下、機関別に内容の主な点について申し上げます。

1 陸上自衛隊の歳出予算額は、七千百三十九

億二十四四百万円、国庫債務負担行為は、七百四億七千六百万円となっています。

陸上部隊装備については、七四式戦車四十八両、七三式装甲車六両、七五式百五十五ミリ自走りゅう弾砲十門等の購入を予定しております。

次に、航空機については、連絡偵察機一機、観測ヘリコプター十機、多用途ヘリコプターブター一機、合わせて十六機の購入を予定しております。

2 海上自衛隊の歳出予算額は、三千五百七十一億五千六百万円、維持費は、六百八十九億九千六百万円、国庫債務負担行為は、九百三十七億七百万円となっています。

艦艇については、護衛艦一千九百トン型一隻、護衛艦一千二百トン型一隻、潜水艦二千二百トン型一隻、掃海艇四百四十トン型二隻、敷設艦四千五百トン型一隻、合わせて六隻の建造を予定しております。

次に、航空機については、対潜飛行艇一機、救難飛行艇一機、初級操縦練習機五機、計器飛行練習機一機、対潜ヘリコプター四機、救難ヘリコプター一機、合わせて十三機の購入を予定しております。

3 航空自衛隊の歳出予算額は、四千百三十五億九千五百万円、国庫債務負担行為は、一千八百九十八億七千五百万円となっています。

航空機については、要撃戦闘機十二機、支援戦闘機十八機、輸送機二機、初等練習機十二機、飛行点検機一機、救難ヘリコプター一機、合わせて四十六機の購入を予定しております。

装備については、從来の装備の更新近代化を中心として整備することとしております。

4 内部部局、統合幕僚会議及び付属機関の歳出予算額は、五百二億二千九百五十万円、国庫債務負担行為は、八十三億八千九百万円となっております。防衛医科大学校の経費、各種装備品の研究開発費、その他各機関の維持運営に

必要な経費であります。

以上のうち、自衛官の定数の変更、部隊の編成等の変更、七四式戦車等陸上部隊装備の調達、連絡偵察機、対潜飛行艇、要撃戦闘機等作戦用航空機五十三機の調達、護衛艦二千九百トン型等艦艇六隻の建造については、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」に基づき、国防会議に諮り決定されたものであります。

(二) 続いて、防衛施設庁について申し上げます。

1 昭和五十二年度の防衛施設庁の歳出予算額は、一千五百四十九億一千四百万円で前年度の当初予算額に比べますと百三十三億九千九百万円の増加となっています。

また、国庫債務負担行為は、提供施設移設整備で八百億五千八百円となっています。

(二) 次に、防衛施設庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十二年度予算の重点施策として、最近の基地をめぐる諸般の情勢にかんがみ、周辺地域住民の生活の安定及び福祉の向上、並びに、基地の安定的な使用に資するため、防衛施設周辺地域の生活環境の整備等を一層推進することとしたほか、駐留軍從業員の離職対策及び福祉対策の充実、並びに、駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図ることとして、所要の予算を計上しております。

(三) 以下、各項目別に内容の主な点について申し上げます。

1 施設運営等関連諸費は、一千二百六億九千三百円となっています。

このうち、基地周辺対策事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るように、特定防衛施設周辺整備調整交付金六十五億円及び住宅の防音工事費八十九億二千五百万円を含め、七百七十一億七千九百万円を計上しております。

2 調達労務管理事務費については、駐留軍從

業員の雇用関係の特殊性にかんがみ、特別給付金の支給額の引き上げ及び駐留軍要員健康保険組合に対する補助金の増額を含め、四十億二千九百万円を計上しております。

3 提供施設移設整備費については、駐留軍施設の整理統合の計画的処理を図るため、歳出予算に百三十六億一千六百万円を計上しております。

また、国庫債務負担行為に百八億五千八百円を計上しております。

4 その他、相互防衛援助協定交付金八千三百円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費百六十億八千四百万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁、防衛施設庁予算に国防会議及び特定国有財産整備特別会計へ繰り入れを加えた昭和五十二年度防衛関係費は、一兆六千九百六億一千三百万円となり、前年度に対し一千七百八十二億六千三百万円、一一・八%の増加となります。

以上をもまとめて、防衛本庁及び防衛施設庁の予算の概要説明を終わりります。

○委員長(増原恵吉君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○秦豊君 本論に入る前にちょっと。

三原長官とは初めての質疑であります。その意味も込めて、FXについて確認をしておきたいことがあります。

○秦豊君 F-Xですね、たとえば機種決定、これを最終的に取り上げて決定をする機能を持つといふのか、いまどういう段階なんですか。

○國務大臣(三原朝雄君) 内定でございます。

○秦豊君 FXですね、たとえば機種決定、これ最終的には国防会議の議を経て決定を見ることになると思います。

それならば江口装備局長、一月十三日、多分年三月二十一日、【参議院】

後であると思いますが、防衛本庁のあなたの部屋
あるいはその周辺で、
F
14、
15、
16、つまり三

業者をお招きになつた事実はありますか。
○政府委員(江口裕通君) ござります。

○政府委員(江口裕通君) これはすでに御承知の
お話。どういうことがあつたんですか。

よう、昨年以来、いわゆる機種選定ということをいろいろやつてまいりました。その過程におきまして、御商の三社、グラマン、それからマク

ダネル・ダグラス、ゼネラル・ダイナミックスとい
う三社の方々に、いろいろ向こうのお話を伺つた

ておりますし、具体的には価格等の提案をいただいておるわけでございます。そういうことで、い

わゆる協力関係をいただいておりますので、まあ年度末、特に五十二年度予算の計上を当初考えておりまること二、三、うつてお聞きの話で、こ

おりました關係上、いろいろこの間お詫びし合いを
続けてまいりましたが、十二月の初頭に当院とい
たしまして——十一月の九日でござりますけれど

も、一応長官のただいまのお話のように内定をいたしましたので、そういう経緯を先方にも話して

ておく、こちらといたしましてはそういう義務と申しますが、そういうことをやる義理があると

思つておるわけでございます。そういう意味におきまして、これまでやつておりましたいろいろな経験の報告、結果の報告と、う二点で、先方の庄田

道の幹部、総務の幹部として、矢方の石川の代表の人々を呼びまして、防衛庁といたしましてはいまお話しのようにマクダネル・ダグラス社

のF-15というものに内定をしておるということを申し上げた次第でござります。

○秦豊君 そろそろお答えになつて結構ですけれども、内定という言葉はあなたが使われていない

でしょう、あなたはF15に決定したという日本語をお使いなつたはずだが記憶にありませんか。

問題でございまして、日本語の内定というのを英語でどういうふうに訳するかということで、まあ非常に私ども苦慮いたしました。適当な訳がございませんので、防衛庁としての意向はこうい

ことでござりますということを伝えました。ただし、その質疑の過程がございまして、その後、これであれ日本政府としての決定でござりますかと、いう質問がございまして、これに対しましては、私の方はそういうことにはなっておりませんと、まだ国防會議の議等も経ておりますが、したがつてこれは防衛廳としての意向を決めたものである、こういうふうに御説明しております。

○秦豐君 江口さん、あなたは全部口頭でなすつたんですか、紙切れをお出しになりましたが、お手渡しになりましたか。

○政府委員(江口裕通君) 一応口頭ということをたてまえにしております。ただ、その口頭で言うことが必ずしも三社同じように伝えなければなりませんので、通訳の便を兼ねまして一応紙片をお渡しいたしております。

○秦豐君 それは防衛廳の正式な用せんですか。そうして、いまお手元にあれば見せていただきたいが、それにはどんなことを書いたんですか一体。まさか紙の裏側を使ったわけじゃないでしょうか。な。

○政府委員(江口裕通君) これは一応内部決裁を済ませまして、防衛廳の用せんを使いまして先方にお渡しいたしております。

○秦豐君 じゃ裏側を使ったというふうなサル知恵的な便法はとらず、正式な用せんをとり、内部決裁を終わつた申し渡し書というか、文書をお出しになつたわけですね。読んでください、その内容を。

○政府委員(江口裕通君) これは正式の用せんでござります。繰り返して申します。

で、これは先ほども申しましたように、私の方の申し方は、一応口頭の連絡ということになつておりますが、先ほど申しましたように通訳の人があありますので、そういう人の便宜ということで、通訳の正確を期する意味において三社同じようなものを渡しておる、こういう性格のものでござります。

機種選定作業に当たり、貴社から賜りました御協力に対し、衷心から御礼申し上げます。FX計画につきましては、一二月二一日の国防会議において本件を討議した結果、一二月五日の総選舉に引き続く新内閣の発足、五二年度予算編成作業等を控えてFX計画を十分審議する時間的余裕がないので五二年度からの着手を見送り、五三年度から着手することをめどに関係省庁で銳意検討を進めていくことになりました。当庁としては、すでに一二月九日に機種をF-15と決定しております。「決定しておりますので、これをふまえ、五三年度から着手するため関係省庁と調整を進めていく考えであります。」こういう文書でございます。

○秦豊君　まあ作文をつくるのはお手の物だから突っ込みにくいよう書いてある。そういう配慮だけは満ち満ちていると思うんだが、要は江口さん、この国防会議でせっかく一年延期をした基本的な理由というのは、F-15についてのつまり決定がいかにも粗漏である。私は前国会でも前々国会でも追及をしておるけれども、少なくとも国民レベルでFXの導入について十分な合意と納得がないからにも粗漏である。これが現実です。だからこそ、一年延期をされたならばなおさらフランク立場に立ち返って14、15、16その他X機種を含めて慎重に、それこそ一点の疑念なきように選定作業を進めるのが妥当でしよう。至当でしよう。ところが、あなたはいま読んだ文書はさりげなく書いておるが、言ってみれば、実質は当庁としてはF-15に決定したんだから、14、16御苦労さん、今後のアプローチは無用ですというふうに、いわば止め押しをした、そういう会見内容しゃなかつたんですか、どうなんですか。

○政府委員(江口裕通君)　この点につきましては、先ほども申し上げましたように、まあある各三社とも協力を得ておるわけでございます。そういう意味で、冒頭に書きましたように、まあ協力感謝するということが主たるねらいでございまして、それと同時に、私どもが五二二年度考えてお

りましたことが結局五十二年度予算に取り上げる
ということができるなかたと、そこで問題とい
しまして五十三年度に国防会議等で新機種の決定
をして、いただくということをめどに進めてお
る、こういうことの実態を申し上げた次第でござ
ります。

○森豊君 そんな答弁じゃとてもとも納得でき
ませんな。つまり、いまは要するに空幕のユニホー
ムを中心し先頭にして、ぼくの表現によれば「初
めにF15ありき」というふうな、演説法ではなく
て帰納法ですべて選定作業が急ピッチで進んでき
た。ところが思わぬ伏兵が政変とかいろいろあつ
て、やむを得ず一年延期をした。とりあえず低い
姿勢でいこうとした。ところがあなたのなすって
いることは一装備局長の権限を越えていますよ。

一年延期したんでしよう、国防会議の決定。失礼
だが防衛庁のランクより高い、総合的な見地、最
高の意思。一年延期をした、というその決定を生か
す趣旨は、私が先ほどから申し上げているように、
もう本当に慎重に、本当に日本の防空事情、体制
に合った機種の選定を目指して、もう一度、二度、
頭をクールにして考え方直すのがむしろ基本的な取
り組みじゃありませんか。それをあなたは一装備
局長の権限を越えて、業者を呼んで――業者を呼
ぶのはあなたの権限だ、それは否定しない。どう
か、もう15に決定した、決定したからもう結構
だ、あの二つはお引き取り願うと、そういう日々
本語は使わなかつたにせよ実態はそうじやありません
せんか。そのことは国防会議の決定をあなた自身
が踏みにじるものだ。つまり一装備局長の権限を
越えておると私は思うが、あなたの見解をまず聞
いて、後に三原長官にも聞いておきたい。
○政府委員(江口裕通君) この点につきまして
は、一装備局長と申すよりも、先ほど申しました
ように一応内部決裁をいただいております。御了了
解をいただいて対外的な配慮ということでしたし
たわけでございます。

それから、先ほども申し上げましたように、防
衛廳としてはF15ということを十二月九日に意向申

を固めておるわけでござりますけれども、後ほど
のいわゆる質疑と申しますか、業者間との質疑の
ときには、まだ国防会議の議を経ておりません
これは当然国防会議の議を経るものでございま
す、したがつて政府の決定ではございませんとい
うことは申し上げております。そういう意味にお
きまして、いわゆる防衛庁が今までやつてまい
りました選定の過程の説明及び将来に対する状況
の説明と申しますか、それから防衛庁の一応十二
月九日現在の意向といふものを示しした、こう
いうことでござります。

○秦豐君 江口さん、あなたのおっしゃりようを
詰めて言うと、決定ではありません。防衛庁と
しては決定です、政府としてはまだ高いランクが
ありますと、英語の表現に困つたらしくけれども。
ところが、実際あなたのやつたことは、14さん、
16さん、もう結構ですよということをあなたは申
したのじゃないですか。そうでしょう。だから、
私の言葉はあなた方によればちゃんとくるかもし
れないが、F-15、既成事実をもうしやむに推し
進めようとする一つの表現、あらわれ、積み重ね、
こういうふうに私には思えてならない。あなたが
業者を呼んでなすったその措置もそう思う。重ね
て聞いておきたい。

○政府委員(江口裕通君) ここにございます決定
と申しておることの対外的な意味でござります
が、いま申し上げましたように、私どもとしては、
先ほど長官のおっしゃいましたように内定という
ふうに考えております。この内定ということには
いろいろあるわけでございますが、いわゆる俗に
言う内定でございますが、ただ、これは先ほど申
しましたように、英訳いたしますのに非常に困り
ますので、私どもとしては一応決定という言葉を
後でどういうアクションをとろうかとということで使
いました。

それから、この効果と申しますか、じゃこの
後でどういうアクションをとろうかとということで
ございますが、防衛庁といたしましては、こうい
う意向を固めました上で、その後概算要求を目指

して各省との折衝を進めていくといつ一つのプロ
セスとして十二月九日にこういう措置をとつたわ
けでございます。したがいまして、まだこの段階
においては概算要求といふことの決定にもまだ
なつておらないということでございまして、各省
折衝等をこれから踏まえていきます場合の防衛庁
の意向を固めた、こういう趣旨でござります。

○秦豐君 あなた、十二月の話をばくは聞いてい
るのじゃありません。一月十三日午後の話を聞い
ている。ポイントをすりかえちゃいけません。業
者を呼んで言ったあなたの日本語、渡したメモ、
この内容について私は言つていい。つまり、15と
いうことにしやむに決めようとするあなたの方の
焦りがここにもあらわれているというのが私の受
け取り方なんだ。だから、15を守り通して一年首
すぐめて待つていれば15に決まるよというふうな
ものだ、つまり、あなたの方の焦りがここに反映さ
れているというのがほくの指摘なんですよ。十二
月の話をくどくど言つたって答弁になりません
よ。要するにこれからは、あなた方は14のメー
カー、16のメーカーのアプローチ、情報、資料の
提供は一切受けないということですね、言いがえ
れば。違いますか。

○秦豐君 三原長官伺いたいんですけれども、

いま江口さんとはなまず問答みたいなものでし
て、あれが限界だと思いますからもう聞きません。

ただ長官に念を押しておきたいのは、一年延期と
いうのは最高意願です、日本政府としての。防衛
庁はその下部機構です。そうであれば、一年延期
という意味合いで十分に生かして、今後は15と
言つてしまふに馬車馬のように既成事実を積み
重ねるのじやなくて、もつて広い立場、もつとクー
ルな立場、これに立つて、むしろ坂田前長官の言
葉をかりれば、一点の疑念なく国民合意を固めて
と言つてあるあの路線を三原長官も踏襲されるん
でしょうから、特に重大な正面装備であるF-Xの
導入などについては、まさにその立場がほくは原
点だと思う。三原長官は、一年延期されていると
いうこの決定を尊重し、十分に、15でしやむにむ
る立場をかりながら、国民全体の理解と協力を受ける
努力をもつて初めて国防会議にかけてまいる、最
終決定を願う。そういう私といたしましてもクー
ルな気持ちで、内定は内定として踏まえてまいり
ますが、処置としてはそういう幅広く処理をし
てまいりたいという所存でござります。

○秦豐君 その幅広いクールな御見地の中には、
元に立ちながら、国民全体の理解と協力を受ける
努力をもつて初めて国防会議にかけてまいる、最
終決定を願う。そういう私といたしましてもクー
ルな気持ちで、内定は内定として踏まえてまいり
ますが、処置としてはそういう幅広く処理をし
てまいりたいという所存でござります。

○政府委員(江口裕通君) われわれといたしまし
ては、こういうことで、当時十二月九日の後で概
算要求に入つていくわけでございますが、そ
ういうことで十二月九日ということは決めたというこ
とを申し上げたわけでござります。いわゆる事実
として申し上げたわけでござります。

それで、こういうことをやることにつきまして

は、いわゆる各社からどういうことになつておる
んだということの照会と申しますが、打診がござ
いました。ですから、そういう意味である程度從
来の経緯といふものはわれわれとして申し上げな
ければならないといふ、何と申しますか義務を感
ずると申しますか、そういうことで行つた次第で
ござります。

○秦豐君 局長、もつとシャープに簡潔にボイン
トに答えてくださいよ。今後、14、16のメーカー

からのアプローチは一切受けないのか受けれるのか
と聞いたら、くどくどくどくどく、答弁になつてい
ない。もう一回。

○政府委員(江口裕通君) これは私の方から申し
上げましたのは、先ほど申しましたように、まだ
防衛庁はこうなつておると。しかばはかのたと
えば14、16はどうかと、われわれとしてはアプロー
チできるかというお話をございましたので、それ
は一向差し支えございません、どんどんアプロー
チしていただきたいと思いますと、それから情報
の提供等もどうぞなさつてくださいということは
申しております。

○秦豐君 三原長官伺いたいんですけれども、
いま江口さんとはなまず問答みたいなものでし
て、あれが限界だと思いますからもう聞きません。
ただ長官に念を押しておきたいのは、一年延期と
いうのは最高意願です、日本政府としての。防衛
庁はその下部機構です。そうであれば、一年延期
という意味合いで十分に生かして、今後は15と
言つてしまふに馬車馬のように既成事実を積み
重ねるのじやなくて、もつて広い立場、もつとクー
ルな立場、これに立つて、むしろ坂田前長官の言
葉をかりれば、一点の疑念なく国民合意を固めて
と言つてあるあの路線を三原長官も踏襲されるん
でしょうから、特に重大な正面装備であるF-Xの
導入などについては、まさにその立場がほくは原
点だと思う。三原長官は、一年延期されていると
いうこの決定を尊重し、十分に、15でしやむにむ
る立場をかりながら、国民全体の理解と協力を受ける
努力をもつて初めて国防会議にかけてまいる、最
終決定を願う。そういう私といたしましてもクー
ルな気持ちで、内定は内定として踏まえてまいり
ますが、処置としてはそういう幅広く処理をし
てまいりたいという所存でござります。

○秦豐君 その幅広いクールな御見地の中には、
元に立ちながら、国民全体の理解と協力を受ける
努力をもつて初めて国防会議にかけてまいる、最
終決定を願う。そういう私といたしましてもクー
ルな気持ちで、内定は内定として踏まえてまいり
ますが、処置としてはそういう幅広く処理をし
てまいりたいという所存でござります。

○政府委員(江口裕通君) われわれといたしまし
ては、こういうことで、当時十二月九日の後で概
算要求に入つていくわけでございますが、そ
ういうことで十二月九日ということは決めたというこ
とを申し上げたわけでござります。いわゆる事実
として申し上げたわけでござります。

それで、こういうことをやることにつきまして

は、いわゆる各社からどういうことになつておる
んだということの照会と申しますが、打診がござ
いました。ですから、そういう意味である程度從
来の経緯といふものはわれわれとして申し上げな
ければならないといふ、何と申しますか義務を感
ずると申しますか、そういうことで行つた次第で
ござります。

○秦豐君 ならば、いま長官の言われた府内の討
議、選定経過は尊重するが、その選定経過にもし
重大な粗疏があり、欠陥があり、事実誤認があ
る、タイトなものじやなくてかなり流動的なもの
だと。それがいま私この時点では防衛庁長官のと
するべき当然の態度だと思つんではけれども、そ
ういうふうに重ねて確認してよろしいですね。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしました

ように、府内の内定、いままでの検討結果といふよ

うなものは踏まえざるを得ないと想ひますけれ

ども、しかし、これをすべてこの線から一步も出

ないぞといふような立場はとらないつもりでおり

ます。もう少し幅広く内部調査、検討を進めてま

いるという考え方を持つておるわけでございま
す。

○秦豐君 ならば、いま長官の言われた府内の討
議、選定経過は尊重するが、その選定経過にもし
重大な粗疏があり、欠陥があり、事実誤認があ
る、タイトなものじやなくてかなり流動的なもの
だと。それがいま私この時点では防衛庁長官のと
するべき当然の態度だと思つんではけれども、そ
ういうふうに重ねて確認してよろしいですね。

○國務大臣(三原朝雄君) その点は活潑な気持ち

で対処してまいるつもりであります。しかし、あくまで長い間の序内の苦労ということにつきましては、これはやはりこの立場というものは踏み誤つてはならないと思ひまするし、しかし、いま諸般のいろいろな情勢がござりますので、そういうものを十分加味しながら最終的な、いま言われたように非常な誤算がござりますれば、当然そぞじりをとらえるようなければなりません。しなければども、おつしやった序内の苦労には、見当外れの苦労もあればピンぼけの苦労もある、壮大な徒労もある。だから苦労の量だけを評価されてはいけない。苦労の質と方向が問題だと申し上げておきたい。

○秦豊君 決して三原長官と討論する場合に言葉

じりをとらえるようなければならないなど、いう配慮もいたしておるわけでございます。

○秦豊君 決して三原長官と討論する場合に言葉

じりをとらえるようなければならないなど、いう配慮もいたしておるわけでございます。

○秦豊君 そうですが、それでは、まだ正式な議

事録は手元に到着していないということをあなた

お伝えしますといふことが書いてございました。

○秦豊君 ですか、それで。

○政府委員(伊藤圭一君) 公式の議事録は届いておりません。

○秦豊君 あなた方は、公式、非公式の使い分けが非常に上手でいらっしゃるから、では非公式な議事録はありますか。

○政府委員(伊藤圭一君) これはその委員会に入つております業者がつくりました速記録といふのがございます。これはアッシャーの方から送つてまいっております。

○秦豊君 それほど慎重な答弁の方が含みがあつていいですね、余りほきつた答弁なきらいの方がいいような気がしますよ、この問題は。

○政府委員(伊藤圭一君) これはアッシャーの方から二十二日のアメリカ議会防衛専門小委員会、それから二日置きまして二月二十四日の上院軍事委員会、この二回にわたりまして、ブラウン国防長官

が、マクダネル・ダグラス社のF-15について、特

に火器管制装置——FCS、それから空対空ミサイルには欠陥があり、それを完全にするためには

五年以上を要する。五年以上。それから、計画經費が値上がりを続けていて、一九七六年十二月三

十一日現在では、前四半期よりもさらに一機当たりにして七十万ドルの値上がりになつた。七十万

ドル値上がり。そのため国防省としては、来年

度のF-15の購入機数を百八機から七十八機に減ら

し、その埋め合わせのために別にF-16の購入機数

をふやす計画であると、このように説明をした模様です。さつき伊藤防衛局長がおつしやった、何

か業者のダイジェストですか、これにはそういうことは含まれてゐるんですか。

書かれておりますようなこと、たとえば、これは一月十八日にラムズフェルド長官が国防報告の中に書いてござりますが、米空軍のF-15戦闘機計画は順調に進んでいて、主要な性能基準はすでに達成されておる、F-15は当初意図した任務を完全に果たす能力を持っているということをラムズフェルドの国防報告に書いてございます。したがいまして、これにつきましても、これだから絶対こうなつているようございます。

それからもう一点、F-15を削減してそれに見合うF-16というのは、いわゆるハイ・ロー・ミックの組み合わせを勉強したいといふような形で証言しているというふうに記憶いたしております。

○秦豊君 伊藤防衛局長ね、これは非常に不正確なダイジェストではございませんか、失礼でなければ、スタッフの苦労は買いますけれども、これは防衛庁という下に透かし刷りでMDAとある以上、MDAの後ろに空軍省があつてメーカーの顔がずっと連なつて見えるじゃありませんか。日本にF-15を売り込みたい側の資料を、いかにも御大層に鬼の首取つたみたいに、もうきわめつきですべての仕様に満足しているといふような日本語を記者クラブに振りまして何がすり抜けようという、そのあなた方のかいざばき、魂胆がどうも気に食わない。もっと正確なものを堂々と記者クラブに出し、国民の皆さんに出し、そしてその代弁をして審議をしている内閣委員会正面からどうぞっと資料を出す。これでもかこれでもかといつて、ぼくたちがその資料の正確さや重みに押しつぶされればシャツボを脱ぎますよ。そんじゃなくて、こんなMDA、メーカーの顔がちらちらするようなものをダイジェストで出して、そして恐れ入つたかと言わっても簡単な引き下がるわけにはいかない。そういう視点からこれから質問をします、具体的に。

○政府委員(伊藤圭一君) したがいまして、私もきょう御説明いたしましたときに、正式の国防省の見解という形ではなくて、私どもがいままで得られた情報でありますということを前提にこれを御説明いたしております。しかしながら、ここに

で対処してまいるつもりであります。しかし、あくまで長い間の序内の苦労ということにつきましては、これはやはりこの立場というものは踏み誤つてはならないと思ひまするし、しかし、いま諸般のいろいろな情勢がござりますので、そういうものを十分加味しながら最終的な、いま言われたように非常な誤算がござりますれば、当然そぞじりをとらえるようなければならないなど、いう配慮もいたしておるわけでございます。

○秦豊君 決して三原長官と討論する場合に言葉

じりをとらえるようなければならないなど、いう配慮もいたしておるわけでございます。

○秦豊君 きょう閣議後の定例の会見がございまして、先週末にこの情報を米国防省から得ましたものでござりますから、これにつきましてクラブに資料を差し上げて説明をいたしました。

○秦豊君 これはあれですか、「三月二二日 防衛

省」と書いてあるんですが、アメリカ国防部、ペ

ンタゴンというけれどものランク——これはあ

れですか、この資料はどこからどういうルートで入つたんですか。

○政府委員(伊藤圭一君) このF-15につきましては、現在外務省を通じましてブラウン長官の正式

の議事録その他の必要な資料をお願いしてござい

ますその回答ではございませんで、ブラウン長官

の二月二十四日の発言がありました直後に、私ど

の方から在米のアタッシュに口頭で依頼した

あるいはMDAOを通じて、その実態を知り

ハー・一から一・三のスピードでは、ミサイルを発射した直後から回転現象を起こす。スピンドルという現象が起つて、そのためオートバイロット、自動操縦装置が作動しない。完全にしないわけじゃないが正常には作動しなくなる。これが一つ、プラウン氏はそれを言っています。

不れから二番目に、しかものい前の方のランチャーから撃つた場合ですが、今度は後ろの方の飛行機の速度、それからGロード、負荷ですね。この程度によっては、内側のパイロンに取りつけた増槽、燃料タンク、これにミサイルがぶつかると、ぶつかるのではないかじやなくて、ぶつかるといふうに断定的に表現してあります。

計画、こういいう名の、能力増大のための改修を行ふ予定である。このRQLというものは、原文によるとレーダー・クイック・ルックと書いてありますけれども、レーダー・クイック・ルック、頭文字を取つてRQLだと言つていますが、の予定であるし、さらにスパローミサイルも、伊藤さんの出されたここにもちよつとありますけれども、モノバルスシーカーをつけ加えるように検討をしてゐる。こういうふうに私どもは調べており、以上私が申し上げた重大な欠陥を改善するためにこのRQLとミサイル改修計画を完了させるためにはどうしても五年かかるというのがブラウン証言の骨なんですよ。私は少なくともそう理解をしておつて、記者クラブに、また当委員会にもせつてかくお出しいたいたこの内容とは、重大な点で

スピードの場合には問題がなかつたようでござります。しかしながら、音速を突破した直後、これは非常に大きな壁に当たるわけでございますが、そのときに機体が揺れる。したがいまして、そのときに指定されたコースを外れるといふことがあつたので、これに対しましては自動操縦装置のいわゆるリアクションタイムを調整するというようなことによりましてこの問題は解決しておる。で、その後さらに発射の試験をいたしましたデータなどももらつてきているわけでございます。

それから、後方のバイロンからの発射でございますが、これは通常の場合、後方のバイロンから発射するようなときにはトップタンクといふのは

スピードを超えた場合におきましての非常にハイスピードの場合には問題がなかつたようでござります。しかしながら、音速を突破した直後、これは非常に大きな壁に当たるわけでございますが、そのときに機体が揺れる。したがいまして、そのときに指定されたコースを外れるといふことがあつたので、これに対しましては自動操縦装置のいわゆるリアクションタイムを調整するというようなことによりましてこの問題は解決しておる。で、その後さらに発射の試験をいたしましたデータなどももらつてきているわけでございます。

それから、後方のバイロンからの発射でございますが、これは通常の場合、後方のバイロンから発射するようなときにはトップタンクといふのは

○秦豊君 その前に

聞いてござりますようだ。現在と違つて新しい技術モノバのだそうでございますが、この様な位置感知方式でございまして、この技術のものでございまして、これはよくなるだらうということがけれども、これはひとつF15で、この新技術が採用されれど、このものであつて、これはするだらうといふ見通しは調にきていくようでございまして、いたいと申しますが御報告いたしますが、問題等につきましては装備局せていただきます。

最後の指摘としては、今度は飛行機の下向きや次第に遠ざかっていく目標をとらえる場合に、つまりルックダウン・テールオンだと言っていますけれども、このルックダウンの場合には非常に捕捉距離が小さいと。

御承知のようだに、飛行機というものは、新しく開発をし実用実験をする過程におきましては、いわゆる改善事項といふものが幾つかござります。そういうものの中に含まれていてるのでございまして、調査団が行きました昨年の五月から六月にかけましての時点におきまして、その問題はすべて解決しているというのが当時の報告にあつたわけでござります。たとえば、いま御指摘になりましたスピードの、前方から発射したときスピードが揺れて、いわゆる指定されたコースを飛び得なかつたという問題がござります。で、これは通常

とじうことだ、これは調査団の報告によりますときわめて優秀であったというようなことでござります。

なお、テールオンの問題、それからRQLの問題題のために、一部のソフトウェアを改善しなければ使えないというお話をございますが、実はこれにつきまして私詳しい調査をいたしておりませんので、あるいは裝備局長の方から御説明できるかと思いますけれども、いずれにいたしましても幾つかの改善事項があつたということは事実でござります。しかしながら、この五年間かかるという

味が通りませんね。ブラウン長官の証言の中に、ルックダウン能力についてはペーフェクトリーと書いてないんですよ。逆なんですね、デフィッシュンシーという言葉を使っているんですね。だから、これははつた一語に食らいついで鬼の首というふうな粗漏はいたしませんけれども、少なくともあなた方はルックダウン能力に驚嘆をした、ところがアメリカのベンタゴンの総帥はまさに欠陥があると言っているんだから、この点はやっぱりほつきりしていただかないとね。そうでしょう。だから、これはここでしこしこやっていても時間ばかりだ。

ちますからね、私もコピーを出す、あなた方もその点を探し出して答弁をしてもらいたい。これが一つ。

それから関連をしますけれども、このMDAO経由のこれですね、いろんな質疑応答の場合、インタビューもそうだけでも、インタビューや質問の仕方によって答弁が決まってくるんですね、これは防衛庁がどんな照会をしたのか、あちら側、ワシントンに。その全文がほしい。どんな個条にわたり、どんな表現をしたのか、それがわかるないと答えだけもらって何かよく納得ができないし、さらに、これは装備局長の守備範囲ですが、照会の範囲の中には当然価格があつたんでしょう、これには一言もないんだけれども。だからそれは照会した全文をもらわないと今後の委員会審議の参考にもならぬ、こう思います。それは要請しておきます。

○政府委員(伊藤圭一君) いま先生が大変分厚い報告があるとおっしゃっていますけれども、返事が参りましたのはこの程度でございます。で、どういう照会状を出したかというのは、実はプラウ

ン証言が新聞に載りましたときに、とりあえずこうしたこと、恐らく価格とか、そういうことについているのがFCSの問題なんかは実際に言っているのかどうか、私のところから出たわけじゃございませんで空幕の方で電話でアタシニの方にも頼んで、MDAOの方にも頼んだというようなことでござりますので、文書として残っているかどうか私も定かではありませんが、その点も申し上げます。

○衆議院(伊藤圭一君) 向こうからMDAOを通じて来ました中にデフィンシーナーという言葉はございます。アーリー・イン・デベロップメント、開発の初期においてという言葉がつきましてデフィンシーナーという言葉はございます。

○衆議院(伊藤圭一君) 英文和訳しているわけじゃないから、いろいろな読み方があると思いますね。都合のいいところだけを抜き取らうというのと、全部タルでとらえようという態度と、大事なのは後者

の態度です。私はやはりこれはプラウン長官の証言全体の中には、F15のいろんな実用テストの中に出された欠陥は、それはあらゆる制式機が試験機から制式機になるときに経る当然のプロセスで

あるが、特にF15については基本的なミサイルのメカニズムとレーダー性能に重大な欠陥があると。これは後から触れる値段にどんどんかかってくるから言っているんです。だから全体を見てしっかりと答弁をしてもらいたい。

それから、ちょっと前に進めますけれども、いま私が前段で申し上げたような問題というの、実はアメリカでも、一応去年の七月に第一期を終わった維続実用試験、それから評価——これでもあなたが言うアーリーな時期です——で指摘さ

れるままで、対策費も、アメリカとしては年末に予算要求をされた新単価に一部含まれているとも聞いているんですけれども、それは誤報なんでしょうか。

それからもう一つ、私が申し上げたRQL計画

のため、つまり改善計画のためのコスト、経費ですね、これはすでに日本側に提示されているんですね、これの二十二ページをちょっと御披露願

いたいと思いますが、これを見ると、きょうのMDAOのデータと全く符節が合っていまして、もう機上レーダーの性能は非常に安定している、特

にルックダウン能力は、というようなことがずっと自画自賛して書いてありますし、あとはレーダーとスピードミサイルとの組み合わせによって

シートダウン能力がともにすぐれており等々とほめちぎっているわけなんだけれども、私はやはり、いま私が指摘した二、三のポイントだけについてこの記述は過大であるという認識を捨てる

ことができません。で、小松調査団のリポート、これはもちろん皆さん身内だから、すべて信用し

ます、最初の国防白書で言つております十二億ドルというところには、たとえば増槽タンクの取りつけ計画でありますとか、その他いろいろな技術的な改修の問題も入つておるわけございま

す。そういうなどころの内容のものにつきま

しては、私ども価格選定をやります際に先方といろいろ話し合いをいたしておりまして、相当程度それは織り込んでおる所存でございます。

それから、先ほど先生の御指摘になりましたわゆるRQL、この中身につきましてどういう中身になっておるかということは、まだ残念ながら私どもしっかり入手しておりますせんけれども、先方からの答え、情報によりますと、このRQLの経費というものは、一応私どもに提示されました先方の、コストフィギュアという言葉を使っておられますけれども、その中には含まれておるというふうに言つております。

○衆議院(江口裕通君) 入っておると言つています。

○衆議院(江口裕通君) わかりました。

○衆議院(江口裕通君) 入っておると

言つています。

○衆議院(江口裕通君) わかりました。

西廣さんのところでまとめた防衛アンテナです

ね、この問題で具体的に指摘したいと思いますが、防衛アンテナ1月号の、FXの経緯と今後の方針ですね、これの二十二ページをちょっと御披露願

いたいと思いますが、これを見ると、きょうのMDAOのデータと全く符節が合っていまして、も

う機上レーダーの性能は非常に安定している、特

にルックダウン能力は、というようなことがずっと自画自賛して書いてありますし、あとはレーダーとスピードミサイルとの組み合わせによって

シートダウン能力がともにすぐれており等々とほめちぎっているわけなんだけれども、私はやはり、いま私が指摘した二、三のポイントだけについてこの記述は過大であるという認識を捨てる

ことができます。で、小松調査団のリポート、これはもちろん皆さん身内だから、すべて信用し

ます、最初の国防白書で言つております十二億

ドルというところには、たとえば増槽タンクの取

りつけ計画でありますとか、その他いろいろな技術的な改修の問題も入つておるわけございま

す。そういうなどころの内容のものにつきま

しては、私はRQL計画によつて、それがどうなつているかはまとめて後で伺いたいが、価格に関連する要素として、これはPEP-10000プランと書いてあるんですけども、PEP-10000、つまりプロダクション・イ

ングル・パッケージと、PEP-10000計画とい

う意味で、ミサイルもレーダーも、また現状で十分であり、安定しているともしおっしゃりたいの

であれば、RQL計画とかミサイルの改善は必要ないわけですね、そうでしょう。不十分だからアメリカ側は改善しようとしている。あなた方は、防衛アンテナではこのままでいいんだというお立場じゃありませんか、そうお思いになりませんか。

プランがアメリカ空軍の中にあるようだが、その点は御存じですか。

○政府委員(江口裕通君) これは俗称 P.E.P. 二〇〇〇と言つておりますて、この改善は F.15 の内部燃料搭載量を一千ポンド増加させ、最大離陸重量を六万八千ポンドに増大させまして、コンフォーム マルタンクをとりつけることによって戦闘能力を高めるというようなことの中身というふうに了解しております。この経費が約一億五千五百万ドル程度というふうに先方から連絡を受けたるわけでございます。

○秦豊君 そうすると、R.Q.L. プランのコストもプラスアルファそれから、P.E.P. 二〇〇〇で機内燃料搭載量を二千ポンドふやすと F.15 の航続力とか、滞空能力が大幅に高まる。しかし、その値段のツケもこちらに回つてくる。F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費というのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入っています。この性能改善の一億ドルといふものは、実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○秦豊君 そうすると、R.Q.L. プランのコストも

プラスアルファそれから、P.E.P. 二〇〇〇で機

内燃料搭載量を二千ポンドふやすと F.15 の航続力

とか、滞空能力が大幅に高まる。しかし、その値

段のツケもこちらに回つてくる。F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわ

けですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 とい

うのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

確あればいいんです。アメリカ側の要求は、予算が一億九千万ドル、将来までのすべての F.15 改善プランを入れると十二億ドルを必要とするだろ

うというものがプラン発言です。そうすると、P.E.P. 二〇〇〇 による性能アップ、航続、足を延ばしておられます。この経費が約一億五千五百万ドル程度といふように先方から連絡を受けたるわけでございます。

○秦豊君 そうすると、R.Q.L. プランのコストも

プラスアルファそれから、P.E.P. 二〇〇〇で機

内燃料搭載量を二千ポンドふやすと F.15 の航続力

とか、滞空能力が大幅に高まる。しかし、その値

段のツケもこちらに回つてくる。F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわ

けですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 とい

うのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○政府委員(江口裕通君) この P.E.P. 二〇〇〇 といふのは、全体といたしまして、F.15 の性能改善に要する経費といふのが約二億ドル程度といふに言われておりますが、その中の一つに入つて

おります。この性能改善の一億ドルといふものは、

実はラムズフェルドが国防白書を出されましたが、F.15 は次第に上昇を続けるわけですね、価格の点では高くなるわけですね、端的に言つてそうでしよう。

○秦豊君 そうすると、人件費とか材料費の高騰分とか、いわゆるインフレチャージですね、これ

を年率で七、八%ないし九%未満とはじめた場合に、日本に導入される時期が仮に五十四年とすんなりいったとした場合のアップ率もその中に含まれているわけですか、それともそれは含まれていないわけですか。

○政府委員(江口裕通君) これは確認だけ。

E.P. 二〇〇〇 による性能アップ、航続、足を延ばすということについてのコスト、これもでは日本へ通告済みであり、あなたが一月以来しばしば接触をしているかも知れない M.D.A.O. を通するリポートにも、この値段もでは織り込み済みですね。

○秦豊君 確かに申しますと、構造部分、増槽タンク等を取りつけますためにはいろんな内部の、機体自体いろいろ改造を必要とするわけでござります。その構造改善費と申しますが、そういうものは入つておるというふうに理解しております。ただ、外側につけるタンクとか、そういうものは入つておらない、むしろそういうふうにお考へいただいた方がよろしいかと思いま

す。その照会に対しまして先方から回答してきましたのでございまして、この中には、これは五十四年度取得といふことを前提としておりますの

で、そういういろいろな上昇分、つまりコスト

とか人件費とか、そういうもの、あるいは物価値

上がり等は加味されておるというふうに解釈して

おります。

○秦豊君 防衛アンテナに再び返りますけれども、これから日本が導入する F.15 には、全部 R.Q.

L. プラン、あなたの答弁を素直にとると全部織り込みになつて、カバーしなきやならぬ。となりますと、いまこの時期で言える F.15 の日本への引き渡し価格といふのは、これを昭和五十三年と仮にして一体幾らになるんですか。

○政府委員(江口裕通君) 単座型輸入機、これは F.M.S. で二機導入いたします。これが現在の完成

機のあり姿でございますが、その値段を私どもの

方としては五十六億円、これの取得年度は五十四

年度でござりますというふうに計算しております。

○秦豊君 十月の私の質問に対する答弁では四十

五億円程度と、こうなつておりますて、いま五十

四億とおっしゃつたのですか、五十六億……

○政府委員(江口裕通君) 五十六億円でございま

す。入手の時期が五十四年度というふうに申し上

げたわけでござります。

○秦豊君 そうすると、人件費とか材料費の高騰

分とか、いわゆるインフレチャージですね、これ

を年率で七、八%ないし九%未満とはじめた場合に、日本に導入される時期が仮に五十四年とすん

なりといったとした場合のアップ率もその中に含まれているわけですか、それともそれは含まれていませんか。

○政府委員(江口裕通君) これは確認だけ。

○秦豊君 そうしますと、14 も 15 もほとんど近づいてくる、こういうことに事実関係としてはなります。防衛アンテナといふ雑誌をお持ちですか。

○政府委員(伊藤圭一君) はい、増し刷りしたのを持っています。

○秦豊君 雜誌のページ数では二十一ページをこ

と理解してよろしいですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 内部燃料を二千ポンド

量が重いため、滑走路を厚くするなどの施設整備を要する、こういう表現があります。真ん中は少

し飛ばしてあります。そうすると F.15 も結局同じ目に遭うわけですね、条件としては同じになります。

○秦豊君 防衛アンテナに再び返りますけれども、これから日本が導入する F.15 には、全部 R.Q.

L. プラン、あなたの答弁を素直にとるとこの滑走路の使い方、どうものはやや違つてきますのでございます。したがいまして、私ども

は現在の二十五センチの厚さをこのために厚くするわけでございます。

○秦豊君 それは税金が安上がりで大変結構な意

見だと思いますが、しかし、多少のうそがまじつてゐるんじゃないありませんか。全回にファンтом、

F.4E.J. を導入したときに、じや百里とか小松と

か築城の滑走路は補強しなかつたんですね。

○政府委員(伊藤圭一君) ファントムのときには

かさ上げをいたしております。現在築城に配備す

るため築城のかさ上げ工事を行つておる状況でございます。

○秦豊君 防衛局長ね、あなたは防衛局長ですか

か、有事即応、一朝事あるときの最高責任者のお

人でいらっしゃる。それがさつきの御答弁伺つ

ておるわけでございます。

○政府委員(伊藤圭一君) 機外に一万ポンドをつ

りますと三十トンということになります。

○秦豊君 そうしますと、14 も 15 もほとんど近づいてくる、こういうことに事実関係としてはなります。防衛アンテナといふ雑誌をお持ちですか。

○政府委員(伊藤圭一君) はい、増し刷りしたのを持っています。

増タンつけなくとも、一朝有事の際には増タンつけますよ。運用の常識でしょう。一朝有事に備えないと訓練だけを想定して滑走路の厚みは変えなくていい、こんな答弁では素人もだまされませんよ、そんな答弁では。

○政府委員伊藤圭一君 これは重い飛行機が離着陸できない、というものはございませんで、常にそういう重さでやつておるのにはどの程度の厚さが必要あるかということの判断があるわけござります。したがいまして、有事の際に必要なそ

の増槽をつけて飛び立つということには何ら支障がない、というふうに聞いております。

○秦豊君 では、仮に昭和五十四年から何か著しく強大になつた、補強されたF15がでんと導入されても、日本中の配備予定基地のどの滑走路も補修しなくともいい、一円の税金も追加しなくていいと、こう言われるわけですね。

○政府委員伊藤圭一君 これはファンтомを配備しております基地についてはかさ上げというの必要ございません。しかし、この配備する場所によりまして、現在86あるいはF1あるいはF14J、こういうものを配備しておられますところはかさ上げ工事が必要になると思ひます。

○秦豊君 じゃ関連して伺いますが、それではあれですか、今度F15を導入というようなときには、もういろんなことをあなたの方総合的に練るんだから、そうすると配備予定基地なんというのもすでにリストアップして検討していると見ていいんだが、どことどこの基地を想定しての話なんですか、これ。厚くするとか、厚くしない、そのまでいいというのは、どういうことなんですか。

○政府委員伊藤圭一君 これは現時点ではどこということはまだ決めておりませんけれども、かさ上げをしないところに配備するかどうかかといふことになりますと、これはその配備を決定する時

に、いわゆるその一次契約分二十九機、先頭二十機というのでF15につきましては七十二億といふ数字を申し上げております。それでそれに関

連いたしまして14・16の価格でございますが、私どもの方といつしましては、そのベースで申しますとF14が大体ほんれこれと同じ価格でございま

す。

○秦豊君 あなたの方のこの防衛アンテナが非常に駆け足で書いたらしくて緻密でないと思われます

のは、F14の場合には三十二トンで重い、滑走路のかけ上げ、補修と、つまりF14が不適当であるという理由づけの一つに引用していらっしゃる。

F15は、たしかに二トン弱しか違わないのにこの踏ませていらっしゃる。ところがいま聞いている方はもう全然問題ないと言い逃れようとする。何

か合理的でない。とにかくF15を守り抜くためにF15は、たしかに二トン弱しか違わないのにこの印象が強まつてしまふがなんですよ。そう思いませんか。

○政府委員伊藤圭一君 私どもはその重さだけでも判断をしたわけではございませんで、いろんな角度から、飛行性能、あるいはいわゆる要撃の効果、そういう観点から検討をいたしております。

○秦豊君 それは十分にわかつております。私も理由づけの一つと申し上げたはずです。

防衛アンテナにもう一遍返ってみたいと思いまが、二十一ページに所要経費と防空効果というのが説明してありますね。ここでは、各候補機の単価を一體幾らと見積もつたんでしよう。これは正直に、余りつくらないで答弁してもらいたいんですよ。かなり疑問がある数字だと思いますので正確にお願いしたい、各候補機。

○政府委員江口裕通君 いま手元に、ちょっと数字はすぐ見つかりませんけれども、一応私どもが、いろいろなフックターは、全部ということは私ども必ずしも自信がございませんけれども、相当程度織り込んでおると考えております。それから最近のアメリカ側との折衝等におきましてはまだそこまでの詰めをいたしておりません。というのは、先ほど申しましたように、向こうの価格自体がまだ非常に流動的でござります。たとえば、機数を百八機を七八機に落とすというようなこと

で、先ほど先生七十万ドルというような数字をちょっとおっしゃったように思いますが、先方のたとえばキヤノン議員の数字、引用いたしました

数字を百二十万ドルというような数字を言っておりまます。一機当たりの上昇率でござります。

○秦豊君 七十万ドルと言つていませんね。

○政府委員江口裕通君 それじゃ私の聞き違いでござります。一応百二十万ドルというようなことが先方で言われております。これについてはまだ上院の軍事委員会などのやりとりにおきまし

て、国防省がさらにその数字を出すということです。

○政府委員江口裕通君 大体七十一億前後でござります。それからF16でございますが、その約七割というふうに失礼いたしました。F14が七十三億でござります。それからF16が五十一億でござります。大体その程度の価格で見積もつておるわけでござります。

○秦豊君 そうしますと、さつきRQJはわかった、PEP二〇〇〇もわかつた、その分の積算がまだ不十分じゃないかと思ひますが、MDA〇等を経て日本側に伝わっている一番新しいF15の値段は、いま当委員会で質疑されたようなことを含めて最新の値段というのがさつきの五十四億を出していいんですか。一番新しい数字を言ってください。

○政府委員江口裕通君 これはまだ、最新のその15の値段といふものはアメリカにおいてもまだわからないのではなく、まだ五十四億を出していいんではないかと思います。したがいまして、F15のようないい判断をしたわけではないわけござります。

○政府委員江口裕通君 これはまだ、最新のその15の値段といふものはアメリカにおいてもまだわからないのではなく、まだ五十四億を出していいんではないかと思います。したがって、このF15のようにいま指摘したことでございまして、このためにF14がためだ

といふような判断をしたわけではないわけござります。

○秦豊君 それは十分にわかつております。私も理由づけの一つと申し上げたはずです。

防衛アンテナにもう一遍返ってみたいと思いまが、二十一ページに所要経費と防空効果といふのが説明してありますね。ここでは、各候補機の単価を一體幾らと見積もつたんでしよう。これは正直に、余りつくらないで答弁してもらいたいんですよ。かなり疑問がある数字だと思いますので正確にお願いしたい、各候補機。

○政府委員江口裕通君 いま手元に、ちょっと数字はすぐ見つかりませんけれども、一応私どもが、いろいろなフックターは、全部ということは私ども必ずしも自信がございませんけれども、相当程度織り込んでおると考えております。それから最近のアメリカ側との折衝等におきましてはまだそこまでの詰めをいたしておりません。というのは、先ほど申しましたように、向こうの価格自体がまだ非常に流動的でござります。たとえば、機

数を百八機を七八機に落とすというようなこと

で、先ほど先生七十万ドルというような数字をちょっとおっしゃったように思いますが、先方のたとえばキヤノン議員の数字、引用いたしました

数字を百二十万ドルというような数字を言っておりまます。一機当たりの上昇率でござります。

○秦豊君 七十万ドルと言つていませんね。

○政府委員江口裕通君 それじゃ私の聞き違いでござります。一応百二十万ドルというようなことが先方で言われております。これについてはまだ上院の軍事委員会などのやりとりにおきまし

て、ございまして、その百二十万ドルという援用された数字について、向こうの方でプラウン長官がそれを知らない範囲の改善を含めてやはり制式機になります。もとより本番、本物になるまでも二つの項目をとらえた値上がりが予見され、それは織り込んでいると言うが、恐らくそ

れは五十四億で安く踏み過ぎであると、私はそうちが知らない範囲の改善をやはりやって、ただけでも二つの項目をとらえた値上がりが予見され、やはり納税者の皆さんのが行われるかもしれません。したがって、このF15のようによいま指摘されることは承知している

が、やはり納税者の皆さんのが行われるかもしないことでござります。

○秦豊君 これからも恐らくアメリカでは、私たちが知らない範囲の改善を含めてやはり制式機になります。もとより本番、本物になるまでも二つの項目をとらえた値上がりが予見されることは承知している

が、やはり納税者の皆さんのが行われるかもしないことでござります。

もしれないが、侵攻攻撃能力のような、アグチブな余りにも突出した能力を裏づけるための改修が、あるいはRQLでありPEP=1000プランであると私は思っている。そのためにはたゞぞる納税者の皆さんによけいな負担をしよう。強大無比な戦闘機を買わされる。ソケが回ってくる。したがって、こういうF15のような戦闘機、あなたの方によれば一九八〇年代の精強なまことに妥当な正面装備だというふうなおっしゃり方をするだろうけれども、私はやはりこの戦闘機は、日本の防空条件からすれば明らかに過大な戦闘機であるという印象を私は持っている。今までのところだけについて、三原長官はどういう見解を改めてお述べになりますか。

い点もあります。しかし、ブラウン長官の発言自体にも私もまだ十分自分で納得し得る心境になつておりますんで、アメリカの審議の経過なり、あるいは確実な情報をキナッチいたしました上で、勉強を再度さしていただこうといういま心境でおるわけでございます。

○豊雲君 当初、委員会の冒頭では、非常にクールに、柔軟に、幅広くと、いまは、まあ基本的な点についてまで考え方ではないが、しかし意見は十分にくみ上げたいと、こういうお答えであつたんですが、三原長官伺いたいのは、まきょうは細部にわたる詰めをまだいたしておりません。私の方の議事録と、伊藤防衛局長ないし江口装備局長等々からのデータの突き合わせもあります。で、きょうは時間がそろそろ近づいておりまつたが、これ以上田舎に居るよーじゃま

ティーで、この際謙虚に、空幕と内局、F-15では
よ15ですよとはやり立つ手綱を引き締めて、もう
一回改めて権威ある公正なメンバーによるFX新
調査団といふものをこの際送り出すべきではない
か。時期は問いません。私は少なくともそう思う
し、そのことが、やはりこれからこの国会論議など
を契機としてまだまだわだかまつてくるであろ
う有権者の皆さん、納税者の皆さんの感覚、疑
念にこたえるやえんであると私は少なくとも思つ
てます。まだまだこの程度のリポートで
は少ないと思っているんです。だから、改めて防
衛省長官の三原さんの判断において新たにFX調
査团をお出しになる、そういう配慮と存念がない
かどうか、ぜひとも伺っておきたい。

○衆議院 恐らく、国会の審議の進展につれまして防衛庁内の空気もかなり変わつてくるでしょう。特に、やはり内局の一部にやや慎重に似た論議があり、ヨニホームは割り切つてゐるこういう時点で、やはり下15に固執をするお考えはないことはきょうの答弁でわかりましたけれども、やはり再調査が必要になる時期は必ず来る。一年間そのためにあるんです。ぜひとも、私は強くそのことを長官に要望しておきたいと思います。これについての答弁は要りません。先ほどのお気持で結構です。

最後に、若干の時間がありますのでちょっと伺つておきたいんですねけれども、これは防衛局長に伺いたいんですが、アメリカ空軍、特に空軍この方針というものは、日本の周辺諸国には軽戦闘機と寺にさる二、反ひぐつこ二、二二

おきまする諸外国の航空機の発達の状態等を見
て、専守防衛の立場をとりますわが国におきまし
ても、F-15というものは私どもは最適な航空機である、戦闘機である、要撃機であるという立場を私
自身は受けとめてまいったわけでございます。い
ろいろお話を聞いてまいります間ににおいて、私自
身も先ほど申し上げましたように、性能あるいは
戦闘能力あるいは安全度、価格、またいま言われ
まするようく八〇年代中期以降専守防衛の日本に
とってどうなんだ、少し攻撃性が強過ぎて他国に
脅威を与えるようなものを受けとめられないかと
いうような御意見等も踏まえての意見がいまあつ
たわけでございますが、現在のところ、いま私
自身が、今までの考え方を見直すまでの心境に
はなっておりません。しかしながら、いまの貴重
な御意見等も踏まえまして、十分私自身も勉強を
し、八〇年代中期以降のわが国の専守防衛の立場を
とる要撃機としてどうなんだということも、私自
身も検討を加えることには恬淡な気持ちで当たつ
てしまいたい、そういう気持ちでおるわけでござ
います。特にいま価格問題等もいろいろ明確でな
い限りでござります。

してお同じことが御指摘なこざいました。和田貞
いま内局、それから幕の方とも全般的にひとつ十分な研究、詰めをしてくれということを、もう一
ヵ月ぐらい前から申し渡しをおわるわけでござ
います。諸般の情勢も、新しい情勢も生まれてま
りましたし、その結論的な研究の成果を踏まえ
て、いま先生から御指摘がございました特にこう
いう時局でござりまするし、一点の国民の疑惑も
受けない始末をして結論を出すべきだと思います
るし、先生のいま新しい御提案、再度調査団を編
成をしてアメリカに調査に派遣する考えはないかと
いうことでござりまするが、そのことをも十分承
知をした上で検討させていただきたいと思ってお
ります。

○衆議院
○衆議院　それを含めてぜひ検討願いたいが、で
は時期の問題は別として、もう少し積み重ねれば
再調査はあり得るというふうな理解で間違いでは
ありませんか。

○国務大臣（三原朝雄君）　いま申し上げましたよ
うに、十分省内のまず詰めをいたしまして、全体
の総合的な判断の上に立って、いま言われました
ように再検討をするかどうかというようなこと
を、その際に決定をいたしたいと考えておる段階
でござります。

から日本にはF-15を装備させると。こういうふうな考え方というのは、NATOにおける配置とよく似ているんですね。NATOの場合には前線の四ヵ国、これにはF-16を採用さして、そしてイギリスと西ドイツが例の共同開発のMRCA、そしてアメリカがF-15を持ち込んで分厚くすると、こういう多重多層の配備をしている。だから、防衛はF-16でやつて攻撃はF-15とMRCAで担当をすると。そうすると、こういう方式と非常に似ているんですね。NATOと北東アジアが違うだけだとぼくは思うんです、その思想において。だから、日本のFX構想というものは、日本に内在する、必然という言葉をぼくは使うんだけれども、ぎりぎり日本から芽生えて、日本から発生して、もうこれを満たさなければ日本の防空が全うできない、という急迫不正な、差し迫った要請じゃなくて、最初にいま言つたようなNATO式なアメリカ側の要請があつた、アメリカの戦略思想と全くワーンセットの相互補完の兵備思想ではないかと私は思えてならないんだが、その点についてはどうですか。

T.O諸国が、防空の面はF16にやらせて、そして攻撃面を15、14でやらせるという思想のもとにアメリカがレコメンドしたというようなお話をござりますけれども、オランダの国防省がF16を採用するに当たって出しました声明の中の一つのポイントは、ヨーロッパにおける防空作戦といいますか、その中で非常に重視しているのは攻撃能力である、その点が、F16というものは安く、軽戦闘機でありながら攻撃能力というのをきわめて高く、これが採用の一つの方針であるというふうに述べております。したがいまして、私どもの理解としては、ヨーロッパにおきますいわゆる防空の対戦闘機戦闘といふのは、あそこに配備されますアメリカのF15が主としてこれを担い、いわゆる低空で攻撃するというような形、それをF16というものがやるのではないかというような考え方を持っております。

で、日本におきます場合の防空作戦といふのは、

御承知のように要撃戦闘といふのが主でございま

す。したがいまして、いわゆる対地攻撃といいま

すか、船で参ります場合の攻撃といふものは、御

承知のようにF1という、F5T2を改造いたし

ましたF1によりましてこれをやらせようと思っ

ております。そうなつてまいりますと、自衛隊自

身といしましても要撃性能のすぐれたものとい

うのが一つのポイントでございます。したがいま

して、F14Jを採用しました當時から、ファンタ

ム、そして15というふうにまあ選定の基準を設け

て選んでまいつたわけござりますけれども、そ

の都度、非常に日本にとってはぜいたくな飛行

機ではないかという御議論もございました。しか

し、現実に防空作戦といふのは、平時におきまし

ては領空侵犯任務についておりますので、やはり

かなりの性能を持つものをもつて領空侵犯犯に対

処しなければならないという任務もござります。

そういう意味で、過去二十年間それぞれの戦闘機を持ってきたと思いますが、一九八〇年代後半の軍事技術の面から見ますならば、やはりいい戦闘機を持ちたい、これはユーザーである航空自衛隊

TO諸国が、防空の面はF16にやらせて、そして攻撃面を15、14でやらせるという思想のもとにアメリカがレコメンドしたというようなお話をござりますけれども、オランダの国防省がF16を採用するに当たって出しました声明の中の一つのポイントは、ヨーロッパにおける防空作戦といいますか、その中で非常に重視しているのは攻撃能力である、その点が、F16というものは安く、軽戦闘機でありながら攻撃能力といふのはきわめて高く、これが採用の一つの方針であるというふうに述べております。したがいまして、私どもの理解としては、ヨーロッパにおきますいわゆる防空の対戦闘機戦闘といふのは、あそこに配備されますアメリカのF15が主としてこれを担い、いわゆる低空で攻撃するというような形、それをF16というものがやるのではないかというような考え方を持っております。

O 桑原君 長官に重ねて伺つておきたいんです。

が、いままでの当委員会における防衛論議の中で

はこういう壁があるんです。つまり、たとえばユ

ニホームがやったORですね、選定に至るまでの

いろんな作業、これは委員会が追及すると、いや

それは対象国をと、仮想敵国という言葉は皆さん

お使いにならぬようだからたとえばモスクワを

刺激するというふうな配慮からもう全然出さな

い。だから、ユニホームの持つている情報量が絶

えず一〇〇であつて、内局はやや下押しをし、そ

の内局のどの辺のランクかに防衛廳長官が絶えず

位置してきた。ところが、当局閣委員会といふの

はそれよりかはるか下押しした情報量しか与えら

れず、後はもう機種や何でもすべてあなたの方の決

めたことが真っすぐに国防會議をまかり通る、こ

ういう状態が幾久しく続いてきたんです。

私たちは、やっぱりそれはもちろん各党の足並

みも必要でしょけれども、せつかく新長官です

から、ときどきはやはりユニホームが当委員会の

しかるべき場に出でてくる、あるいはそのORをし

た緻密な作業のデータが、たとえば秘密会形式

というふうなことで形式を整えた場合にはそこで

報告がされるというふうなことによって、防衛に

対して持つてある、野党おしなべてとは言えない

けれども、われわれが少なくとも持つてある疑念

にある程度答えるとか、つまり、もっと防衛に関

する情報を委員会に公開する、提示するというふ

うな基本的なお考えはあるかないだけ伺つてお

きたい。

O 国務大臣(三原朝雄君) 私といしましては、

これはやはり衆議院の予算委員会でも率直にお答

えを申し上げましたが、今までの、外部から見

られる防衛廳セクト的な運営をいたしております

たします。

は当然でございますし、私どもの防衛構想からい

たしましても、やはり十分空中で要撃戦に対応で

きる能力のものを持たせたいということござい

まして、アメリカがこれをレコメンドするから採

り合いをさしていただけるような運営のやり方を

進めてまいりたい。そういう意味での、先般権

崎――衆議院において御発言がございました、そ

うした特別委員会の設置というようなものはどう

だと言わされましたから、その点につきましては、

われわれとしては従来、今まで国会の場で論議

をされております法案、予算の審議をしていた

だけるような特別委員会なり、常任委員会とい

うことを考えてまいりましたけれども、新しい御提

案でございまして、そういう過去のそうした

経過はわかつておりますが、広く防衛問題を与

野党話し合えるような場をぜひつくついていただき

たい、そういう意味での特別委員会もひとつでき

ますれば国会において考えていただきたい、そこ

まで率直に申し上げたところでござりまするか

ことなどがければと、いうこと自体、長官としても

お願ひをいたしたいという心境でおるわけござ

います。

O 桑原君 これで時間になると思いますが、特別

委員会はもちろん各党間の足並み、これが当然前

提でしようから、そう思います。

それから、われわれは言つておきますけれども、そ

あなたのお出しになる沖縄法案、これはあくま

で力強く阻む。しかし、防衛論議は余りにも過少

であるという立場に立っていますから、機会ある

ごとに、たとえば在韓米軍・日米防衛協力問題、

FX・PX-L等々の問題については当委員会を活

用したい、こういう取り組みをしていきたいと思

います。

質問を終わります。

O 委員長(増原恵吉君) 本件に関する午前の質疑

はこの程度にとどめ、午後一時四十分まで休憩い

たします。

午後零時四十分休憩

○ 委員長(増原恵吉君) ただいまから内閣委員会

を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その補欠

として福井勇君が選任されました。

お隣の席に

○ 委員長(増原恵吉君) 休憩前に引き続き國の防

衛に關する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○ 本田淳夫君 それでは質問させていただきます。

が、カーター米新政権の對韓政策の基本といふ

のが、在韓米軍撤退にあることは明らかになりま

したけれども、その上に立ちまして、現在總理は

訪米されておりますけれども、在韓米軍の撤退と

いうものがアジアの安定ということに重大なかか

わり合いがあるかと思いますが、防衛廳としての

見解をお伺いしたいと思います。

○ 国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたします。

カーター政権の在韓米軍削減の問題につきまし

ては、防衛廳といたしましては、一九七〇年にお

きまするニクソン・ドクトリン政策の延長であろ

うと受けとめておるわけでございます。新政権が

発足をして特に新しい政策を掲げられたという受

けとめ方ではなくて、いま申し上げましたよ

うなニクソン・ドクトリンの一貫した路線の上に立つ

るものではないかという受けとめ方をいたしており

ます。

そこで、今回の在韓米軍の削減に対しましても、

在韓米軍が持っております朝鮮半島の安定と平

和、なお極東國際情勢の安定と平和という、そ

した任務のもとに存在するものだと思っておりま

す。私ども自身、朝鮮半島の安定と平和は心から

なる希求をいたすところでございまして、した

たします。

がって、そうした朝鮮半島の安定と平和が、歴しい北と韓国との対峙の中にはござりますけれども、保持されておりまする安定と平和というような状態は、ぜひひとつ今後とも持続することを願望いたしておる立場でございます。そういう状態が急変をしない、動搖しない態勢の中で行われることを期待するものでございます。まだはつきりカーター政権によります削減の時期なり、あるいは規模あるいはこれに代替策というものがあるとすれば、そういうものも明確になつておらないことを期待をするものでございます。まだはつきりとめて、注視しながらその推移を見守つておるというのが現在の状態でございます。

○太田淳夫君 カーター新大統領の選挙戦のさなかから、私この問題について質問をしたことがあつたのですが、いまいろいろと願望、期待ということでお話がありましたが、やっぱり国防をつかさどる防衛省として、戦略上から考へてもいろんなやはりそこに観点が出てくるんじやないかと思うんです。そういう意味の防衛省としての見解、それを明確にお聞きしたい、こう質問しているわけですね。もう一度お願いします。

指揮権を持つたという、そういう法的な流れについて説明していただきたい。

○説明員(遠藤哲也君) ちょっと歴史的なことになるわけでござりますけれども、御説明さしていただきます。

まず、一九五〇年の七月十五日でございますが、李承晩大統領と、そのときのマッカーサー国連軍司令官との間で交換書簡がございまして、その交換書簡によりまして、朝鮮またはその附近において敵対行為の状態が継続している間、韓国軍の指揮権は国連軍司令官にゆだねられることになったわけでござります。それが一九五〇年の時点でございますが、その後一九六一年五月十六日韓国におきまして軍事クーデーターが起こりましたときに、一部の韓国軍の部隊が国連軍の指揮下を離れて独自の行動をとったわけでござります。で、このことにつきまして、国連軍当局と韓国軍の間にその善後処置につきまして協議が行われました結果、同年の五月二十六日在韓国連軍司令官と韓国国家再建最高會議との間の共同声明が発せられまして、共産主義侵略から韓国を防衛するための全韓国軍の権限は国連軍司令官に復帰したということが再確認されたわけでござります。

○太田淳夫君 防衛庁にお聞きしますけれども、この米軍撤退に伴つて指揮権が韓国側に委譲されるようになることになるとしまして、軍事的な機能といふのは大きく変化すると思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) 軍事的に変化するといいますと、どういう御質問内容か私もつまびらかにしませんけれども、現在、国連軍司令官が有事に際しては韓国軍を指揮下に入れるというのは変わってくるわけでございますが、どういう形にならざるのかもよつとわかりませんので、いまは御説明申し上げる材料を持っておりません。

○太田淳夫君 新聞の報道によりますと、具体的に韓国側ではそういった検討、対応策に追われていい、五月には米韓安保協議会にこれを提出した

い。このようなことが報道されているわけだけれども、この指揮権の委譲という問題はまだ具体的には防衛庁としてはつかんでいないというお話をございましたけれども、この指揮権をアメリカ統領と、そのときのマッカーサー国連軍司令官との間で交換書簡がございまして、その交換書簡によりまして、朝鮮またはその附近において敵対行為の状態が継続している間、韓国軍の指揮権は国連軍司令官にゆだねられることになったわけでござります。それが一九五〇年の時点でござりますが、その後一九六一年五月十六日韓国におきまして軍事クーデーターが起こりましたときに、一部の韓国軍の部隊が国連軍の指揮下を離れて独自の行動をとったわけでござります。で、このことにつきまして、国連軍当局と韓国軍の間にその善後処置につきまして協議が行われました結果、同年の五月二十六日在韓国連軍司令官と韓国国家再建最高會議との間の共同声明が発せられまして、共産主義侵略から韓国を防衛するための全韓国軍の権限は国連軍司令官に復帰したということが再確認されました。

○太田淳夫君 防衛庁にお聞きしますけれども、この米軍撤退に伴つて指揮権が韓国側に委譲されるようになりますと、いろいろなバランスといふことを考えた場合には、先ほどのバランス論、総合的バランス論というようなお話をありましたけれども、こういう指揮権の委譲といふこともそれでは、この米軍撤退によって考えられてくるんじゃないのかと、思ふんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(伊藤圭一君) それが具体的に入るのかどうかといふのはまだ具体的にわかつておりますが、それに対しましては、やはり韓国といふのは友邦でございます。そしてまた対峙している中における防衛構想といふのを持つていて思っていますので、それについての防衛庁の判断といふのは特にならないわけでございます。

○太田淳夫君 かく韓国軍の近代化、これに対する援助というような形でバランスをとってきたというふうに私は考へているわけでござります。

○太田淳夫君 長官いかがですか。

○國務大臣(三原朝雄君) いま局長が申し上げたとおりでございます。

○太田淳夫君 それでは、この問題はまた後日に譲りますが、次にお伺いしますけれども、過日の衆議院の予算委員会におきまして、米空軍と航空自衛隊との共同演習の問題が質問されました。その中で、米空軍と航空自衛隊と共同演習しているんじやないかという質問に対しまして、長官は、航空自衛隊と米空軍と共同訓練は実施していく、こちらから依頼したのであり、向こうは協力をしてくれたので共同訓練ではない、こういう答弁をされておりますが、その点いかがですか。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えいたしますが、いわゆる日米の共同訓練といふのでござりますが、共同訓練といふのは、自衛隊と在日米軍との関係で、一つの訓練目標を両者で設定をいたしまして、両者のそうちした戦術、技術面の向上を目的として、訓練を両者でやる場合には共同訓練といふことを私どもは考えておるわけでございます。しかし、今日までやつております自衛隊の関係におきます空の訓練は、一方的に私の方で実は訓練目

題がやはり考えられると思います。そこで、先ほどからの総合バランスということを考えますと、軍事的なバランスを考えるとそういう面も加味して考えてみえるんじゃないかな。そして、それ

は現に今まで大きな紛争が発生しておりますせんから、バランスがとれておったというふうにいまして、アメリカが条約を結んでいた国に対するコミットメントというような問題もあるうかと思います。そういう意味で総合的にバランスがとれているというふうに判断しているわけでござります。

○太田淳夫君 これは、防衛庁としては軍事的な問題として十分に検討も今後されていく問題だと思いますけれども、まあアメリカが指揮権を譲渡するのに若干難色を示している理由としては、そういう万の場合に韓国が独自の防衛政策をとつてくるということをおそれを抱いている、こういうような説もあるわけです。米軍の撤退には、当然南北のバランスといふ話もありますが、北側の侵攻ということを考えられる。しかしもう一方の見方としては、南側がそういった撤退に伴つての政情のいろいろな問題で、北に対してもよつかり出すということが考えられるんじゃないかといふ、そういう説もあるんですね。そのため、その点についての見方はいかがですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 私どもは、報道といたしましてそういうものも読んだことがございますが、それに対しましては、やはり韓国といふのは友邦でございます。そしてまた対峙している中における防衛構想といふのを持つていて思っていますので、それについての防衛庁の判断といふのは特にならないわけでございます。

○太田淳夫君 私たちが考えましたのは、アメリカ軍の作戦といふのは、やはり大きなグローバルな考え方、見方でもつていろいろ作戦を立てていくでしようし、しかし韓国といふ一国になりま

すと、やはりいろんな面でローカルと言えばローカルですが、狭い見方しかできない。そういう中で、われわれもまあ他国のことですからとやかく

で、バランスがとれるか破れるかという問題でござりますけれども、在韓米軍の問題といったしましては、現時点におきましては二つの側面があると思います。一つは、いわゆる防衛力としてのバランス論というものがあろうかと思います。で、

標を立てまして、目的を立てて、たとえば要撃訓練の場合、スクランブルを組むというような場合には、こういう目的で訓練をいたしたいと思うが、ひとつせひそれの目標機になつてほしい、そういう要請をしてやつております。米国の技術向上というような立場に立つてないものですから、一方的にこちらから技術向上のための訓練をいたしておるというところで、実は合同訓練あるいは共同訓練という体をなしておりませんということです、衆議院においても御回答申し上げたわけでございます。そういうことで、共同訓練というものは、いま申し上げますように、両者が同一目標を立て一緒に技術向上のための訓練をするということです、そういうものを共同訓練とわれわれは意識いたしておるわけでございます。

○太田淳夫君 いま長官のお話の中で、日本側から依頼をして、米軍側がそれを受託して、まあ何時、何時ということで、そういうフェーカーを飛ばすということですね。そういうことになると、これは私たち者としても合同演習ということになるんじやないかと思うんです。事実アメリカは共同演習だと、こう言つているわけですけれども、その点どうですか。

○政府委員(水間明君) ただいま長官からお話をございましたように、同じ訓練内容につきまして、双方が技量を向上させる訓練を共同訓練と申しております。先日新聞で報道されました事例は、米軍機は真っすぐ目標機として飛んでくれるだけでございまして、わが方の訓練として行つたのに対する米軍のいわば協力でございます。そういう意味で共同訓練というのは当たらないといふふうに考えております。

○太田淳夫君 そこで、フェーカーだけで、目標だけ飛んで飛んでもらつたわけですけれども、それなら何も米軍機じゃなくてもできるわけじやないですか、米軍機でなくたって。

○政府委員(水間明君) 先生のおっしゃるとおりでございます。で、航空自衛隊自身、自分の飛行機を目標機として飛ばして訓練することもござい

ます。ただ、量的に少のうござりますので、機種の問題もございますが、米軍の協力を得ることもあるということでございます。

○太田淳夫君 そうしますと、フェーカーなら在日本軍機でなくともいいわけですね。たとえば、韓国から飛ばしてきた、その航空機をフェーカーにすることもできるわけですか、その点いかがですか。

○政府委員(水間明君) 可能でございます。

○太田淳夫君 そうしますと、先日の場合は韓国から飛来してきた飛行機ですか。

○政府委員(水間明君) 韓国から飛んできたといふことは承知しておりません。ただ、そうでないかどうか、ちょっと私は断定できませんが。

○太田淳夫君 ちょっと手元に資料がありませんが、いろんな情報筋によりますと、当日在韓米軍機がフェーカーとして飛来してきました、それに対して在日米空軍と自衛隊がスクランブルをかけた、こういうふうに報道されておりますけれども、その点いかがですか、確認されおりませんか。

○政府委員(水間明君) 先ほどから申し上げておりますように、目標を提供してもらつただけの目的でござりますので、特にどこから飛んできただることは航空自衛隊としては承知していないわけでございます。新聞でそういう報道がなされておりました。それで、その確認もしておりません。

○太田淳夫君 これは琉球新報でされども、ちょっと読みますと、「二月七日午前七時半ごろ、韓国烏山基地、群山基地を相前後して発進した在韓米第三四師団のF-4Dファントム戦闘機四機、F-4Dファントム戦闘機八機、計十二機は、途中、KC-135機の空中給油を受けた後、北緯三十度の日本の防空識別圏を突破、沖縄上空に侵入してきた。これに対し、嘉手納基地のF-4Cファントムがまず飛び立つて、沖縄北西の島嶼訓練空域にあらかじめ設定されたAエリアで、空中格闘」その後、那覇基地のF-104J戦闘機四個飛行編隊(十二機)が緊急発進、うち三個飛行編隊はAエリアに向かい、在韓米空軍機を迎撃し

た。一方、北部訓練空域に設定されたBエリアでも嘉手納基地のF-4Dファントム十六機、海兵隊AV-8 ハリヤー垂直離着陸戦闘機二機、F-4Jファントム二機が入り乱れて、射爆や格闘訓練を実施しており、その中に航空自衛隊のF-104J機が入り乱れて、「空中戦闘」状態に入つていていたことになる」と、こういうふうに報道されているわけですが、詳しく述べてあります。その点どうですか。

○政府委員(水間明君) ただいま先生がお読みになりました報道の一部は事実に基づいて書かれているかもしませんが、入り乱れて訓練を行つたというような叙述は全く事実に反するわけでございまして、航空自衛隊は米軍の目標機に対して独自に要撃訓練を行つたというだけでございます。あと機数について、あるいはどこから出発してきたかというようなことについては全く承知しておりません。米軍機がですね。

○太田淳夫君 しかし、予算委員会でも問題になつた点ですので、この点確認をしましたか、米軍に対して。要請、お願いしたばかりじゃなくて、こういうようなことで予算委員会等で質疑に出たけれども事実はどうだと確認しましたか。

○政府委員(水間明君) 予算委員会では特にそのことについての問題はなかつたわけでございまして、確認しております。

○太田淳夫君 あなた、いま一部事実があるとおっしゃつたけれど、それが事実なんですか。入り乱れてということは、これは間違いだということような話がありましたが。

○政府委員(水間明君) 二月七日に沖縄西方の空域と九州の西方の空域で、米軍機に対してわが航空自衛隊が要撃訓練を行つたということです。

○太田淳夫君 それではお願いをしたいんです。が、この戦闘のフェーカーとして来た飛行機は、事実韓国から来たのか、あるいは沖縄の米軍機であります。

○政府委員(水間明君) 確認できるかどうかといふことでございますが、恐らく米軍は、今までもそうだと思いますが、どこから飛来してきたかということはわが方には明らかにしておりませんので、ちょっと無理だと私は思います。

○太田淳夫君 この練習でこのような報道もされておりますが、私たち国民としましても、やはり米軍の撤退と、この問題に関連をしてこのような仮想訓練を行つたんじゃないかという配がするわけです。今後もこの問題が拡大されていくんじゃないかと思うわけです。こういうような演習が、その点で、やはり計画を一方的に自衛隊が組んで米軍にお願いをしたと、それに対して飛んでくれたんだというだけでは済まされない問題があるんじゃないかと思うんですね。事実丸山前防衛局長は、かつての予算委員会におきましても在韓米軍機とは一切練習はしないと、このようにはつきり答弁をしておりましたし、その点やはり防衛庁としてもしっかりと確認をしていただきたいと思うんです。

○政府委員(水間明君) いま先生の御指摘の訓練は、ずっと以前からも続けてやつております訓練でございまして、特段に二月七日の訓練は新しいものではありません。それから、在韓米軍機といふことを特に意識して行動しているわけではございませんで、米軍という、日米安全保障条約で日本を防衛する際の共同防衛の協力の主体である米軍機を、便宜上目標としてこちらの要撃訓練のサボートをしてもらう、それだけのこととございます。特別変わった、先生がおっしゃいましたように朝鮮半島からの削減ということとは全く関係がないものとして理解しております。

○太田淳夫君 どうも納得できないんですけども、そうすると、新聞に報道されている事実は、これは間違いだというわけですね。在韓米軍機と書いてあるのは間違いだということですね。

○政府委員(水間明君) 先ほど来私が申し上げておりますのは、在韓米軍機かどうかという点だけ

でございます。在韓米軍機であるかどうかについては、わが方としてはその確認する意思もないし、また、米軍の方でもそれを明らかにしないということだけございまして、あと向こうのその新聞記事で在韓米軍の削減に絡んで共同訓練を強化しておりますという報道は全く誤りでございます。

○太田淳夫君 それでは、三原長官は同じく予算委員会で、航空自衛隊も海上自衛隊と同様に近く米軍と合同訓練を計画していると、こういう発言をしていますが、それは事実ですか。

○國務大臣(三原朝雄君) どうもはつきり聞き取れなかつたんですが、そういう共同訓練を計画しているというようなことは申し上げたことはございません。海上自衛隊についてでございます。

○太田淳夫君 海上自衛隊はいま共同訓練をやっているんでしょう。

○國務大臣(三原朝雄君) ええやつております。つきましては、今まで話し合いをいたしまして共同訓練をいたしております。

○政府委員(伊藤圭一君) ただいまの先生の御質問のとき、私も政府委員としておりましたので、いきさつについて御説明申し上げますと、大臣が御答弁なさいましたのは、現在海上自衛隊は共同訓練をやっておりますと、それから、陸上自衛隊と航空自衛隊は現在やつておりますと、そういうお答えであつたわけでございます。それに対しまして委員の先生から、じゃ陸上自衛隊と航空自衛隊はずつとやらないんだなという御発言がございました、まず海上自衛隊についてはないでしょうけれども、航空自衛隊については全然ないといふことはないと思いますと、そういうお答えであつたと記憶いたします。

○太田淳夫君 防衛局長から耳打ちをされて変更されたというふうに聞いておりますけれども、航空自衛隊については、いま教育訓練だとさつきからずつとおつしやつておりますけれども、やはり今後、米軍が韓国からどういう形になるか、地上軍が撤退した後のバランスをとる問題、先ほど

は韓国軍の近代化と、あるいは米空軍の増強といふことでお話をありましたけれども、米空軍が増強されることでお話をあります。その後はそれほど拡大されないんじやないかと思うんですね。そうなれば、それはどうかわかりませんけれども、まあ米空軍の増強ということも今後はそれほど拡大されないんじやないかと思うんですね。そうなりますと、やはり沖縄における空軍であるとか、あるいは自衛隊の空軍の力というものがもっと強化されてくるんじゃないかな、そこですますますこういった教育訓練という名前をすりかえた共同訓練がされてくるんじやないかと思うんですね、私はそう心配をしているわけです。その点いかがですか。

○政府委員(伊藤圭一君) 具体的な過去の経緯、それから今後の問題について事務的な点を御説明申し上げまして、後から大臣の御答弁をいただきたいと思いますけれども、実は御承知のように、いま在韓米軍との関係で云々というのは、これは全くございません。といいますのは、わが航空自衛隊は日本の防空任務につくものでございます。と申し上げますのは、昨年基盤的防衛力を決定なさいましたときの内外の情勢、あるいは防衛力整備の現在の防衛庁としての方針等も変わった事情もございませんので、坂田長官のときに設定をされました基盤的防衛力方針を継承してやつまいる所存でございます。

○岩間正男君 いま日米首脳会談が開かれています真っ最中ですね。この中で一つの大きな問題は、これは在韓米軍の撤退問題である、これは言うまでもないことがあります。けさほどのニュースでも、カーター大統領は福田総理との会見で、韓国防衛の義務は果たしながらも地上軍の撤退は既定方針どおりに行はんだということを表明されていますが、対領空侵犯犯措置、その任務も果たせない時代、すなわち昭和三十年代の初期におきましては本土にもたくさんの米軍機がおりまして、平時には領空侵犯任務、そしてまた有事の際には要撃任務にもつくような体制であったわけでございました。それが昭和四十年になりましてから、本土におきます米国の航空部隊といふのはいなくなりました。それからは領空侵犯につきましては航空自衛隊は、はつきりとあるといふことでした。これが領空侵犯につきましては航空自衛隊が任務についておりますけれども、やはり今後、米軍が韓国からどういう形になるか、地

討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○太田淳夫君 長官どうですか。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えします。

防衛局長が申し上げたとおりでございます。特別つけ加えるところはございません。

○岩間正男君 それじゃ三原防衛庁長官に二、三の基本問題についてまず質問をしたいと思います。

第一に、坂田前長官は、今後の防衛方針として基盤的防衛力構想なるものを打ち出されました。

三原長官はこれを継承されてやられるのかどうか、この点まずお伺いしたい。

○國務大臣(三原朝雄君) 結論的に申し上げますれば、基盤的防衛力を継承してやる考えでございます。と申し上げますのは、昨年基盤的防衛力を決定なさいましたときの内外の情勢、あるいは防衛力整備の現在の防衛庁としての方針等も変わった事情もございませんので、坂田長官のときに設定をされました基盤的防衛力方針を継承してやつまいる所存でございます。

○岩間正男君 いま日米首脳会談が開かれています真っ最中ですね。この中で一つの大きな問題は、これは在韓米軍の撤退問題である、これは言うまでもないことがあります。けさほどのニュースでも、カーター大統領は福田総理との会見で、韓国防衛の義務は果たしながらも地上軍の撤退は既定方針どおりに行はんだということを表明され

ているようです。こうした情勢の中、基盤的防衛力構想なるものが、これは影響を受けるだろうと思うんです。何せこれは二年前の構想で、去年たしか七月ですが、はつきりとあるといふことでしたから、どうしても影響を受けざるを得ない、

ことになります。しかしながら、何といふことはないと思います。しかしながら、何といふことはないと思います。しかし、この点はどういうふうにお考えになるか。

○國務大臣(三原朝雄君) きょうテレビ送などやっておりましたので私も聞かせていただいておきましたが、朝鮮半島の安全と平和、これは壞さない態勢のもとにということでございます。したがいまして、私どもいたしましては、また極東全体の安全と平和というようなことも十分考えながら在韓米軍の削減が行われるものと思いますので、したがって、先ほど申し上げましたように、現在の國際情勢、あるいは日本におきます防衛上、その整備、運用、維持等について、その指針となつておられます防衛計画大纲にこれが触れてまいり、これを変更するといふような事態でありますと受けとめておらないわけでございます。防衛上、その整備、運用、維持等について、その指針となつておられます防衛計画大纲にこれが触れてまいり、これを変更するといふような事態でありますと受けとめておらないわけでございます。防衛上、その整備、運用、維持等について、その指針となつておられたおられないでございます。

○岩間正男君 いま首脳会談が進行中ですね。結論はまだ出ていない。しかし、アメリカ側の主張は非常にこれははつきりしている。既定方針をあくまでやつて、無論朝鮮における防衛の義務は負う、負いながらもやつて、こういうことではこれと言つてはいるわけです。これに對して防衛

論はまだ出ていない。しかしながら、当面してわが国の防衛計画を変更するということは考えておらないでございます。

○岩間正男君 いま首脳会談が開かれていますが、当面して見守つておるわけでございます。

○國務大臣(三原朝雄君) きょうテレビ送などやっておりましたので私も聞かせていただいておきましたが、朝鮮半島の安全と平和、これは壞さない態勢のもとにということでございます。した

もしない、そういう事態に対してもどういふうにお考へになるか、というのを聞いて、いるわけです。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、防衛庁の態度なり方針として、在韓米軍の削減について反対の意思表示とか賛成の意思表示をしてることはございません。ただ、先ほど申し上げておりますように、朝鮮半島におきまする安全と平和、これは私どもの希求する願望でござります。したがつて、なおまた極東のアジアの平和、安全も同様でござります。そういうようなことを念願をいたしております防衛庁といたしましては、そうした安全と平和を乱すような態勢にならないようひとつ進めていただきたいということは申し上げておるわけでござります。決して、撤退自体が、先ほど申し上げましたように、一九七〇年以来のニクソン・ドクトリン以来の私はアメリカの政策だと思ひますので、そういう一線にあるものだと踏まえておりますから、そういう点を願望し、それが乱れるようなことがあつては、そういうことで、この推移についてはきわめて重大な関心を持つてその推移を見守っております。しかし、朝鮮半島のあくまでも安全と平和の維持といふことがあるのだと踏まえておりますから、そういう点について反対とか賛成とかいうようなことを申し上げておるわけではございません。しかし、さうした安全と平和を乱すようなことがあつては、そういうことではございません。しかし、朝鮮半島のあくまでも安全と平和の維持といふことを願望し、それが乱れるようなことがあつては、そういうことで、この推移についてはきわめて重大な関心を持つてその推移を見守っております。しかし、実際上まだ具体的に削減の態様等も明確でございません。今日にあるわけではございませんが、先ほどお話をあつたよなことで、いますぐ基盤的防衛力に基づきます防衛計画大綱などを見直すとか、考え方直すとかいうよなことまで考へる段階にないといふことでおるわけではございません。しかしながら、これは極東の日本を含めての平和と安全、あるいはひいては韓国条項、さらに新韓国条項の線ですね、こういう線とは大分違うで

しょう。その点をやはり明確にする必要がある。だからその点は、いまはあなたたちの防衛庁としての一応見解を述べたんだと、反対賛成の意見は述べない。しかし、間接的にはそういうことにござつてはなつてゐるんです。しかも防衛庁としてはどうかしらぬが、制服関係なんかではこれに對して非常に強烈な反対意見を今まで述べているわけでしょう。だから、そういう点でいまの説明ですね、これだけではまり通れない。ことにニクソン・ドクトリンの延長だというふうなことはこゝはやはりいぶん違つて、ここのこところは違つてくる。物の把握の仕方が非常にここは認識としては違つてくる。

さらに、今度の決意はいかに強いものがというと、去る三月六日の新聞報道によりますと、大統領の政策決定機関である国家安全保障会議が、在韓米軍の撤退方針、こういうものを作成してこれを発表しているわけですね。それをつづめて言うと、地上米軍を二年から五年の間に撤退させる、さらに、防衛公約と紛争発生の抑止力を相変わらず維持する、こういう二点が非常に重要な柱になつてゐるわけです。つまり、この国家安全保障会議の撤退方針というのは、これは直接戦争に巻き込まれる危険のあるこの地上軍はこれを撤去する、そして空軍、海軍は反対にこれを強化する、それによつてあくまで防衛の義務を負うと、こういったふうなふうにつづめて考へることができるんです。この結果は、当然わが国の防衛体制に大きな影響を与えるを得ないと思うんです。したがつて、こういうよな点についての見解といふものは明らかにされておく必要がある。まあ情勢を見れば、とにかくまだ結論は出ない、しかしもう一両日に出る、出てからだと、こういうことを言つてはあります。慎重にこれは考えておられるんであります。しかし、これは非常に問題がある点ですね。さらにはまた、朝鮮半島の平和と安全、あるいはひいては極東の日本を含めての平和と安全、全といふのは、これはまさに韓国条項、さらに新韓国条項の線ですね、こういう線とは大分違うで

こうた事態でどういふうに対処するかという決意を伺つてゐるわけなんです。

○國務大臣(三原朝雄君) 何回も繰り返してお答えをするようございますが、きのうの会談のニース、情報を承つてしまつても、現在の朝鮮半島における安全と平和を乱すようなことはやりませんと、なお具体的に、削減については日本及び韓国と十分話し合いの上でということですね、これだけではまり通れない。ことにニクソン・ドクトリンの延長だというふうなことはこゝはやはりいぶん違つて、ここのこところは違つてくる。物の把握の仕方が非常にここは認識としては違つてくる。

さうした安全と平和を乱すようなことは、わが国にとりましてもきわめて重要なことでござります。そういうような情勢でございまして、日本は、日本の防衛計画大綱なり基盤的防衛力を見直すといふような、私は現在の情勢はそういう情勢にはないと受けとめておるわけでござります。しかし、朝鮮半島の安全と平和とといふようなことは、わが国にとりましてもきわめて重要なことでござりますので、その推移につきましては、先ほど申しますように十分関心を持つてこれを見守つておるという事態でございまして、いまそれ自体が急激に防衛計画まで見直さねばならぬというような私は状態だとは見ていいでござります。

○岩間正男君 空軍、海軍が強化されるという事態が、いまの情勢の中で非常にこれは起こり得る。そして、しかもこれは日本とのそういう共同体制が一方で強化される、そういうことを織り込んでおるものだといふうにこれは見ることができると思う。現にここに、昨年七月九日ですが、当委員会で発表したんですが、坂田防衛庁長官の日米安保協力小委員会についての説明がありましたが。これによると、この協力小委員会の主要な議題としては、「自衛隊と米軍との間の整合のとれた共同対処行動を確保するためによるべき措置についての指針」つまり共同対処方針ですね、これを検討する。さらには、「在日米軍の施設、区域の安定的使用的問題」、この二つが非常に大きな柱になつてゐるわけだ。現にこれは説明しているわけですね。あれからすでにもう一年近くなる。そうすると、このような日米共同の作戦体制についてなつてゐるわけだ。現にこれは説明しているわけですね。あれからすでにもう一年近くなる。そう

業は進んでおるだろうし協議も進んでおるだろう

と思うわけです。いままで何回で小委員会、重ねられましたか、そしてこの議題といふものをおいて何回取り上げられて、具体的にどこまで進んでいますか、その点について明らかにしてほしい。

○政府委員(伊藤圭一君) 日米防衛協力小委員会は、先ほど先生が読まれましたように、有事においては、三回これを開いておりまして、このガイドラインを出すに当たつていろいろな問題点について話し合いました。最初のときには、まずこの防衛協力小委員会といふものの性格づけといいますか、そういうものの議論いたしまして、これはあくまで研究機関であつて、その結果を日米安保協議委員会の方に報告し、それぞれの政府の責任において必要な措置をとる会であつて、この防衛協力小委員会でいろいろなことを決定する機関ではないというようなことをお互いに認識し合いました。そしてこの運営の方法といたしますては、大体二カ月に一回ぐらいのペースで仕事を進めてまいりたいというようなことが第一回で決まつたわけでござります。

第二回の際には、これから研究をやるに当たつての前提事項といふのをお互いに確認し合いました。この前提事項といふのをお互いに確認し合いました。この前提事項といふのをお互いに確認し合いました。この法律、あるいは日本の場合には憲法の制約下にあります自衛隊の行動、そういうものを前提としてお互いに研究を続けていこうといふような前提条件について話し合つたわけでございます。たとえば、事前協議の問題といふのは、別に外交ルートを通じてやるのだからこの防衛協力小委員会においては、その前提事項を踏まえてお互いに研究を続けていこうといふような前提条件について話し合つたわけでございます。

そして第三回のときには、その前提事項を踏まえて、これからどういう内容について議論し合ふかといふよなことを話し合いまして、いわゆる安保条約第五条の発動によります共同防衛対處の際にどういう形で整合のとれた対処ができる

について実態の把握をとつてまいります。

○岩間正男君 これはいすれ岩国や横田や厚木、

こういうところもお願いすることになるわけですけれども、全貌が明らかでないもので、実際日本はわかつてないところです。暗黒の部分になつてゐるところがたくさんあるわけです。こいつことでは防衛論議などと言つても実際は論議にならぬわけですからね。そういう点で特に重ねてお願ひしておきたいと思うんです。

そこで、P-3Cについてお聞きしたいんですが、この機数はいま申しましたよう九機。この関係の兵員は千三百ですか。

○政府委員(伊藤圭一君) これは海軍関係でござりますので、このP-3C九機に関係しております。海軍の兵員は約千三百人というふうに承知いたしております。

○岩間正男君 現在どんな訓練をやっておるんで

生御指摘のような点について逐一報告は受けておりません。

○岩間正男君 これから論議を進めますが、安保そのものについてはわれわれはずと継続的に反対してきた。それにしても、この安保の運営の仕方についてもこれは意見を述べざるを得ないわけです。これは中身にはほとんど入っていないんですけど、これは全部提供したのでございますからと云ふことです。それで全部提供したのでございません。それで全部提供したのでございませんからと云ふことです。それで、実際は地位協定なんかで、後でこれは質問しますけれども、ルーズにやられておる。これでは全くひさしを貸して母屋を取られたようなかつこうになつて主権がどこにあるかわからぬ、そういうところが日本にいま沖縄を初め大変あるということです。こういう点について、どうも今までのやり方はまずいと思う。対等、平等だんと言つてゐるが対等、平等ですか。全然貸した基地についてこの中身はわからない、何やつてゐるかわからない、全部向こうに任してい

る、向こう任せだ、こんなことで一体日本の防衛体的には知りませんけれども、P-3Cでございま

すから哨戒任務を持つてこの第七艦隊の行動範囲の中を哨戒していると考えております。

○岩間正男君 合同委員会関係来ておりますか。

○岩間正男君 これはいすれ岩国や横田や厚木、

こういう問題について少なくとももう少し

知つていないと、いままでのよう国会はおかぶ

りでまかり通つたらこれは大変なことになる。ところが日米合同委員会は、基地は提供しています、

米軍に任しているんだ、こういうような答弁でいままでまかり通つてきたんです。こんなことでは

金然これは防衛論議にならぬですからね。だから、

したがつてどんな訓練やつているのかぐらいい

これはあれを見ればわかるんだな、ライトプランがあるんだ。ライトプランずっと見れば大体見当つくわけです。ライトプラン持つてない

のか、米軍の。報告はないのか。

○説明員(佐藤行雄君) お答えいたします。

合同委員会におきましては、基地の提供の目的に照らして提供は行わされておりますけれども、先

と思いますから、この点について検討してください。

○岩間正男君 対ソ戦略の強化については最近のアメリカの国防白書の中で口をきわめてやつて

めなんだ、外務省の態度を変えなきやならぬ。防衛施設厅なんかも單に基地やるだけじゃないんで

すから。これについてある程度報告を受ける、そ

ういう機能を持っている。防衛庁長官は当然その

ようなことを要求すべきだというふうに思つて

ます。そして安定的な基地の使用ということを

言つてゐるんです。何か安定的な基地の使用で

す。勝手なことをやつておいて、そして国民の信

頼これに対し、国民感情だつて悪化させてお

いて安定期的な使用もないものです。だから小委員会の課題だつて、その点なんかはもう平等にやつ

てくれ、もう少し平等にやつてくれ、こういう要求

をすべきだ。ところが全然だめなんだ。合同委員会関係からアメリカ局長から全然だめなんだ

な。そしてアメリカと相談しなければ資料は出せません。協定みたいなこんなものさえ出せない。

これは根本から変えなきやならぬ。特にこれは三原防衛局長官はその点について政治的な立場から

検討される。そういう資格を持つていらる方だ

そしてもう全部これを関係はないものと言つていい。

○岩間正男君 対ソ戦略といふのは非常にやはりいろいろな点で

穴がある、その穴を日本国民の血税によつて埋め

るでしょう。たとえば七六年のシユレジンジャーの白書があります。ここで対潜戦略に——まあこれは対ソ戦略なんだが、これに力を入れなきやな

らぬ、そういうことを言つて、三つのバリアの問題は昨年の七月私は当委員会で具体的な問題とし

てこれを提唱して論議をしたはずです。そういう中で九機のP-3Cで賄えますか、対ソ戦略の最も

いわば拠点でしよう、これは。日本海を抱いてそ

うしてソビエトに対しておる。そういう態勢の中

で九機のP-3Cでこれは賄えぬことは明らかだと

思う。どうなんですか、ここのこと。

○政府委員(伊藤圭一君) 先生は、米側のいわゆる戦略戦術といふものについての御判断があろう

かと思いますが、米軍は第七艦隊麾下のP-3C九機をもつていつわゆる対潜作戦というものを実施い

たしているというふうに判断をいたしております。

○岩間正男君 だから、ロッキード問題の正体と

前私が当委員会で明らかにしたのは固定聴音機の問題です。日本海の三海嶼における固定聴音機

これが実際は自衛隊がちゃんと担当されている。たとえば津軽海峡では白神、それから電飛、こういうところにははつきり部隊がいて、地上局まで持たれている。そうしてそこで得た情報というのは、刻々これは米軍に通報されており。こういうことも明らかになっておる、この前の国会で。そして一方では、足の長い航空機が必要だ。いわば呼び水のようななかつこうで三沢に九機のP-3Cが来ている。こんなことでしょく完成するわけはない、大穴があいておる。この大穴を日本国民の血税の負担によって賄うというのが、とりもなおさずロッキードの、いわば一口で大づかみに言った性格なんだ。こういう点について、一体長官はどういうようなお考えを持っておられるか、この際、この三沢のP-3Cの問題を問題にするそい

う中でお聞きをしたいと思う。

○国務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、私は、アメリカは日本を含めアジアの安全と平和のために、広域なそしきた防衛体制に取り組んでおると思うのでござります。わが日本におきまする海上自衛隊のP-3Cの問題は、私はあくまでも周辺海に囲まれておりまする日本の海上防衛の立場から、独自の立場でP-3Cについて、次期対潜機について計画を進めておるわけでございます。特別アメリカと関係があつて云々するという立場はとつておりません。あくまでも日本独自の立場で、防衛体制を専守防衛の立場から整備をいたしたいというところで取り組んでおるわけでございます。

○岩間正男君 どうも板につきませんよ、長官、そういう答弁されたつて。一方で日米安保小委員会が、今までの欠陥を埋めるといつかつこうで日米共同作戦体制、その指揮、方針、そういうようなものをこれは研究検討しよう、こう言つてゐるんです。そういう中で、いま、言うまでもなくアメリカが重点的に埋めているのは、これは空軍と海軍。海軍といつたつて、言うまでもなくこれは対潜戦略ですよ。そうでしょ。歴代の国防長官、統合参謀議長が何を言つてきたかという

のをここで引つ張り出してみたらすぐわかるわけだ。そうしてあのロッキード問題が起つたその後のなにを調べてみればね。これはいすれ詳しく述べていますよ。これは防衛論争の中でなくもう一遍やりますよ。これは防衛論争の中では、けりやこの正体は明らかにならぬ。日本の最大の暗黒なんだ。いまだにこれは明らかにされぬ。そうして、もう何といいますか、幕が引かれようとしている。こんなことは許されぬ。そういう中でのいわば誘い水だ、九機のこのP-3Cというのは、そういう形を持つたんですよ、この三沢というところは。現在そういう一つのやるべき任務があるわけです。そのことは、あそこを最近自衛隊が共用していますな。その自衛隊の共用の姿をここで説明してください。

○政府委員(伊藤圭一君) 自衛隊の配備の状況を御説明いたします前に、いま先生がおっしゃったことの中でもう少し御説明させていただきたい点がございますが、仮にわが国にとりまして、潜水艦というものが脅威でなければ先生がいまおっしゃつたよろなことが言われるかもしませんけれども、わが国のようない島国におきまして、現時点におきまする潜水艦の脅威といふものは、これはやはり一番大きな脅威と考えておるわけでござります。したがいまして、海上自衛隊が対潜作戦、

○政府委員(高島正一君) いま防衛局長から御説明があつた各施設別に申し上げますと、まず防空管制施設は昭和三十五年七月一日でございます。高層気象観測施設は昭和三十九年一月一日、パッジ関連施設は四十二年四月一日、航空管制業務施設は四十六年六月二十四日、八一航空隊及び臨時移動警戒施設は昭和四十六年十二月一日、電子交換局等局舎用地は四十八年一月一日、航空保安管制用建設用地として昭和五十年十一月二十四日それぞれ共用を開始しております。

○岩間正男君 そうすると、共同使用部分の面積は。

○政府委員(高島正一君) 防空管制施設は千六百六十五平米でございます。それから高層気象観測施設は百四十七平方メートルでございます。それからパッジ関連施設は五万四千四百三十平方メートルでございます。それから電話交換所用地として千六百五十平米、航空管制業務施設として千二百八十八平米、それから第八一航空隊及び臨時移動警戒施設用地といたしまして四百六十八万二千九十九十八平方メートル、電子交換局舎用地として五百二十五平方メートル、航空保安管制用建設用地として三千四百十六平方メートルでございます。

○岩間正男君 運輸省はいつから共用されましたか。

○政府委員(高島正一君) お答えいたします。合同委員会の合意内容につきましては、先生御承知のように、これは部外に発表しないことになっております。したがいまして、合同委員会の

三航空団の飛行隊を、二個スコードロンでござりますが、これを三沢に持つていきたいということ法律の改正をお願いしているわけでございまして、全体で約一千九百人が三沢の基地に配備されておるわけでございます。

○政府委員(松本操君) 運輸省といたしましては、昭和五十年の五月十日から東亜国内がここを共同使用いたしまして定期便を運航しますとともに、その他の各社の訓練飛行、審査飛行等のための共同使用を開始しております。

○岩間正男君 三沢に自衛隊のただいま北部航空司令部、それから北部航空警戒管制団というのがござります。これはレーダーサイトを隕下に持つて、全体でございまして、人員にいたしまして、全体で約一千九百人が三沢の基地に配備されておるわけでございます。

○岩間正男君 いつからこれは共用をするようになりますか。

○政府委員(高島正一君) いま防衛局長から御説明があつた各施設別に申し上げますと、まず防空管制施設は昭和三十五年七月一日でございます。これは私は二回もいままでこの一年間の間にござります。それからさらには、施設等があるわけでございまして、人員にいたしまして、全体で約一千九百人が三沢の基地に配備されておるわけでございます。

○政府委員(高島正一君) お答えいたします。

合意内容そのものは提出いたしかねるところでございますが、一般的に申しましてどのような内容かということになりますと、使用の条件、目的、それから使用期間等が示されているというふうに御理解いただきたいと思います。

○岩間正男君 その中身がわかるようでしたら簡単に言つてください。私は、先ほど言ったような意味で、資料は、こんな基地の簡単な資料でしよう。これをもつたいぶつて、米軍との関係がござりますからと言つてはつかぶりをやつてきたのが今までの国会の論議なんです。これじやいかぬと言つているんです。だからこれは長官に検討してもらうことにして、これくらいの資料をもつたいぶつて暗箱の中に投げておくのは間違いますよ、これらは出してほしいんだが、これはだからこれは出せないというのなら、この内容について特にお聞きしたいのは、この使用許可の条件として日本側から分担金の支払いを求めていられるんでしょ。それはちゃんと協定の中にありますか。

○政府委員(高島正一君) 合同委員会の合意内容といたしましては、先生御指摘の費用の分担については、それ現地協定において、現地レベルにおいて協定を結ぶというふうに合意されておりますが、わざいります。

○岩間正男君 いま三沢やつているんだから、現地からこんなの資料としてとれられないんですよ。ところが今まで出さなかつたんだが、これはずいぶん努力してもらいたい。そこで現地の協定、あなたたちみんな手元に持つておるわけでしょう。だからどうです。いまの分担金どうなんですか、その支払い。端的にやつてください。時間がだんだんたちますから。

○政府委員(平井啓一君) ただいまも施設部長から御答弁申し上げましたように、合同委員会において共同使用が合意された後、細部に關しては現地の取り決めにゆだねられております。三沢に関しましても、御指摘のような経費分担の問題も含めまして、細部につきましては、現地における米軍と、自衛隊の場合は航空自衛隊の現地責任者との間ににおける現地協定というものがござります。その内容は、細部に關しまして共同使用的区域の範囲だとか、それを自衛隊と米軍とでどういうふうにして利用区分を分けるかとか、あるいは火災予防だとか、そういう消防問題に関するところの責任の所在だとか、あるいは航空管制業務に関しては……

○岩間正男君 限定して私は聞いているんだ。いま分担金どうなつていいのかと聞いている。

○政府委員(平井啓一君) そういった項目と合わせまして、一つの項目として、経費の分担に關しましてはそれが使用の割合に応じてどういうふうに分けるかという方法も協定の中に盛り込まれております。

○岩間正男君 大体報告を受けているんですけど、現地でやつたって、その經理の内容の報告を受けているんですか。受けいなければどこで一体――会計検査院で検査してもらう現地だけやるだけですか。本庁はどうなんですか。受けているのか、受けないのか。

○政府委員(平井啓一君) 協定の内容につきましては、本省において受けております。しかし、細部に關しましては、その年度年度の予算の執行に關しまして、現地における負担行為担当官の執行に任せております。

○岩間正男君 それじや、これ現地から求めてください。私が必要とするからこれは現地から出してもらいたい。そこで現地の協定、あなたたちみんな手元に持つておるわけでしょう。だからどうです。いまの分担金どうなんですか、その支払い。端的にやつてください。時間がだんだんたちますから。

○政府委員(平井啓一君) あらかじめ御要望がありましたが経費分担に関する資料につきまして、作業上大変混乱を来しまして提出ができなかつた理由は、三沢に關しまして、自衛隊が専用しておりました経費分担に関する資料につきまして、今まで負担についてのなにはないんですか。これは運輸省の場合は、三沢に關しまして、自衛隊が専用しております部分と共同使用しております部分と両方含めまして、電気、水道等に關しましてメーターがつでございますので、その中で共同使用に關する

部分に關しまして、たとえば滑走路の使用とか、管制の分担とか、そういうものにつきまして内閣を仕分けする作業が大変困難であったわけでござります。一応そういった作業の仕分けは、多少時間をかけますればできるものと思います。

○岩間正男君 どうも、だれが聞いても納得できません。そんなの明細になつていなければなりません。私が共用部分だけについて聞いて聞いていますよ。しかも共用部分だけについて聞いて聞いています。私は、公用部分について。しかし、あなたたちの出したのでは五十年には一千四十万円、つまり米軍にかつて提供しておる基地、その基地を借りて今度はこつちが使っておる、そのため一千四十万円のこれは負担をしておる。そのほかに、さらに消火液代も払えなどということでおれは百七十万円も出しておる。そうすると、一年間に一千二百万円ぐらゐの金を出しておるわけだね。この法的根拠は、これいままではつきりしていると思いますが、念のため、公用部分――つまり二(4)の場合です。二(4)の場合はどうですか、地位協定で。

○説明員(佐藤行雄君) 基地の共同使用につきましての経費分担の法的根拠といふ尋ねでございまして、この法的根拠は、これはいまではつきりしてある。ところがそこに民間機が入つてまいりまして、民間機と申しますのは、これはDC-9で陸料であるとかなんとか、そういうものであります。大きな飛行機でござります。したがって、たとえて申しますならば、光熱水道のようないました施設を米軍の目的のために使う、このためには米軍が当然その費用を全部持つのはあたりまえである。ところがそこに民間機が入つてしまひますと、それはDC-9でござります。大きい飛行機でござります。したがって、たとえて申しますならば、光熱水道のようないるものもお互い自分の使つた分は払うというのがあたりません。しかし、こういうあうな感じから、維持費についてある一定の率で分けようじゃないですか、その率をどうするか、ということになりまして、いろいろ議論がございましたが、着陸回数でおおむね分けてしまおう。これは向こうの飛行機は軽い、こつちの飛行機は重い、いろいろございますけれども、回数だけ分けようではないかといふことで、大体回数比で一二、三%になつておるうござりますが、それが先ほど先生ちょっとおつしやいました一千何百万、こういうのが五十年度分として私どもが払つた金である、こういうこと

したというこの負担の内容について、ちょっと松本さんからお聞きしたい。

○政府委員(松本操君) 先ほどお答え申し上げましたように、三沢基地に対しまして民航機を乗り入れたのは五十年の五月でございましたが、これに先立つて四十九年の暮れに日米合同委員会で合意を見ました。その合意の中において、必要な経費については持ち合うのをどうするかということを決めるんだと、こういうことが書いてございました。そのどういうふうに持ち合うかという細かな点につきましては、先ほど防衛施設庁の方からお答えがありましたように、その下の細目協定で決めてあるわけでございまして、その細目協定で決めた内容は、私どもの理解いたしましては、着陸料であるとかなんとか、そういうことでもあります。米軍が、米軍基地として提供されましたが、本さんからお聞きしたい。

○政府委員(松本操君) 先ほどお答え申し上げましたように、三沢基地に対しまして民航機を乗り入れたのは五十年の五月でございましたが、これに先立つて四十九年の暮れに日米合同委員会で合意を見ました。その合意の中において、必要な経費については持ち合うのをどうするかということを決めるんだと、こういうことが書いてございました。そのどういうふうに持ち合うかという細かな点につきましては、先ほど防衛施設庁の方からお答えがありましたように、その下の細目協定で決めてあるわけでございまして、その細目協定で決めた内容は、私どもの理解いたしましては、着陸料であるとかなんとか、そういうことでもあります。米軍が、米軍基地として提供されましたが、本さんからお聞きしたい。

のだと、そのところからこちらが借りるからその分については、たとえば滑走路の損料だとか、それから点灯料だとか、いろいろあると思います。そういうようなものについては、適当にこれは話し合って負担させる、こういう立場に立っているんですか、そこはどうなんですか明確にしてください。

○政府委員(平井啓一君) ただいまのとおりでございます。

○岩間正男君 そうすると、いわばこの地位協定の二条4項(a)というやつですね、これは日本側が米軍から逆に借りて使用しているんで、そのときの規定をこれで決めているんだ。その場合日本側が分担金を出すというのこれは不當じゃないか。といいますのは、日本側は米軍に基地を提供するためにもう莫大な金を出しているわけでしょう。たとえば民間への借地料、この支払い、それから三沢の場合なんかは、これは民間から借りている土地が全体の十八分の一くらいしかない、計算したところ。あとのもう大部分、九〇%というのこれは国有地なんです。この国有地を仮に民間への支払いということでこの借地料を払うとするというと、まあ二億を超えてるんですけど、これが経理もあるだろうと思うが、こういうものを明らかにしてください。それから、米軍が移動する場合は出している。この総額については、これは経理があるんでしょう。どうです。施設厅にあります。一年間にどれくらいこれは基地提供のために使っているか、簡単でいいですよ。総額でいい。時間ないから。

○政府委員(高島正一君) 三沢飛行場に、現在手持ちの資料といたしまして、周辺対策事業の資料でお答えいたしますと、昭和三十七年から五十一年度まで七十四億程度を基地対策経費としてお支払いをしております。

○岩間正男君 年間は、年間でやつたらどれぐらいでですか。

○政府委員(高島正一君) 借料といたしまして

は、五十年度借料が九千六百万程度でござります。それから基地対策経費は、これは大体四年ですか、年間十五、六億程度というふうに御理解いただけます。

きたいと存じます。

○岩間正男君 これもちょっと時間ないから後でもう少し明細なやつを出してもらいたい。非常にこれは、日本の基地の安定使用などということが課題になつてゐるんだが、この安定使用の条件といふやつが一体どうなるかというのは、これは国民生活が非常に今日窮屈している中で、この基地

提供のための血税といふのは大きな問題になつてゐるわけです。そういう問題も含めまして私はこの点を明らかにしなければならぬ。そのような膨大なものを出して、そして米軍にこれは使わしている。米軍はそのところを維持管理してゐるわけだ。彼らはその維持管理費を幾分出してこれに対しても負担料を取る。だから、結局はひさしを貸して母屋を取り扱っているんです。そうではなくて、ここを日本が使うという場合にはまだそれに対して負担をしておる。こういうことは、これは一體国民感情に合うかどうかという問題が今日やっぱり改めて私は出されていると思う。どうなんですか、長官どう思います。

○國務大臣(三原朝雄君) お答えをいたしますが、根本的に考え方を異にいたしておるかもしません。米軍が、日本の平和と安全のために日本とともに共同の責任を持ってくれておるという立場を私どもつておるわけでございます。そういう立場から見てまいりますので、いま岩間先生の御指摘の点につきましてはそうした矛盾を感じていません。

○岩間正男君 そのことを私問題にしているのじゃなくて、日本国民が莫大な金を出して、そうして向こうに使わしている。今度はそれを借りてまた使うという逆使用の場合にまた負担を要求される。二重払いのようなかつこうになつていてるこ

とがいいかどうか、国民感情に正しいかどうか。何もこれは立場の違ひじゃないでしょ。だれが考えたってわかることだ。そのことを聞いているんですね。私はそういう点で、これはやはりこの地位協定などといふものは非常にやはり何といいますかな、不平等な立場に立つてあるんですね。それから基地対策経費は、これは運輸省に対してこのようなことを聞いてるんだから仕方がございません。当然でございません。こんなことをやつてある現実。まあ後でこれはもつとお伺いをしますが、私はそういう点から、当然このような費用は取らなくていいんじゃないかと思ひますが、いかがです。——これは長官だ。これはやっぱり答弁は長官、政治的な答弁でないとこれは困るな。それとも取らなくちゃならない根拠がありますか。

○政府委員(平井啓一君) 政治的な御答弁と申しますが、先ほど私どもの方の長官から答弁がありましたように、基本的な考え方の問題であると思ひます。あくまで日米安保条約に基づき、地位協定に基づいて提供している米軍の施設を、米軍がもっぱら使う状態の中で、地位協定二条4項(a)に基づきまして支障のない範囲において日本側に使わすことができるという立場をとつた場合に、その立場に立つて日本側が使う場合に、日本側の使用に伴つて生ずるところの経費に関して日本側が分担するというのは当然でなかろうかと思います。

○岩間正男君 もうそろ言うなら二4(b)の場合どうです、二4(b)の場合はいま問題になったわけだ。これは安保がある限り仕方がないのだというのがいま結局あなたの方の結論であると。だから私は安保をなくせと言ふんだ。安保があるうちには仕方がない、地位協定と安保がある。こういうふうにもう大きな前提を決められている。だつたら二4(b)の場合はどうです。たとえば福岡の板付空港は現在運輸省管轄の飛行場です。そうですね。米軍は二4(b)で一定の期間に限つてこれは共同使用している。二4(b)という規定に該当するものだ。米軍は当然日本側にこういいうこ

とだつたら負担支出をしなければならないはずであります。ところが、これは運輸省に対してこのような金を米軍は出しておりますか、使用するに当たつて。

○政府委員(松本操君) 御指摘ございました福岡空港につきましては、全体の着陸回数が年間二万七、八千回でございますが、これに対して米軍の使用量は一日一機足らず、二百ないし三百、こういう程度でございます。したがいまして、先ほど私のお答えの中で申し上げました光熱水道料のごときものは、メーターを分けて互いにその使用分を払っておりますけれども、滑走路の痛みその他

の点につきましては、二万七、八千回に対しても百とか三百とか、こういう程度のこととございまして、特にここで、一回降りてこれだけ痛んだからこれだけ払えと言ふこともあるまいというような判断から、逆に徴収するというふうなことはいたしておりません。

○岩間正男君 だからどうもそのところはつきりしないんですね。一回や二回と言ふけれども、そうじやないでしょ。この米軍の発着数というやつは、相当なこれは数になつてゐるだろうと思うんです。しかしどうなんですか。どうもたてまえとして私は筋通らないと思うんですね、いまのようのは、回数が少ないのでこれらはまけておるんだと、こうしたことでは、これは筋が通らないと思うんですね。どうなんですか。それは電気料とかその他の水道とかそういうものは支払つてある例は、これはよく聞きます。しかし問題は、いまのランウェーの場合、ランウェーをどう使うかといふこと、こういう問題で、三沢の場合は、これは聞くところによるというと発着回数によつて比例配分しておる。そうして損料について当然それを負担するんだというかつこうで、実はそれが大部分になつておると、こういうふうに聞いております。

○政府委員(松本操君) ただいま数字をやや丸め

申し上げましたので、御理解しにくかったかと
離着回数、離陸回数が二万七千回でございます。
それに対し米軍が三百三十、昭和五十一年につ
きましては日下集計中でござりますが、恐らく二
万七、八千回という範囲を出ていないと思します。
それに対して米軍が二百二十二回でござりますが
ら、もはやすでに一日一回も来ていない、こうい
う程度でございますので、したがいまして先ほど
お答え申し上げましたように、この場合には一%
あるかなしかと、こういう数字になつてしまりますが
す。経費の中の一%分を取ると、こういうふうな
ことをしなくとも、それほどの傷みもないし、ま
あこの程度のことならば使わしておいてもいいの
ではないか、この程度のことでございますが、三
沢の場合には、先ほど外務省からも御答弁ござ
いましたように、やはり回数比でいきますと十何%
かになるわけでござりますので、それだけ上乗せ
してわが方が使っておるというふうなことから
ケース・バイ・ケースの一つの判断として、三沢
の場合にはこういつたような経費を一部こちらも
分け合って払うと、こういうことになつておるよ
うに理解しております。

○委員長(増原恵吉君) 岩間君、時間が大分経過
しておりますので、締めくくりを願います。

○岩間正男君 そんなケース・バイ・ケースじや
やつぱり私はまずいんじやないかと思うんですね。
そこはやつぱり明確にする必要があるんじや
ないか。

ところで、板付空港は四十七年の三月までは二
四(a)だったんでしょ。運輸省も三沢のケースと
同様に共同使用している。そうですね。そのとき
運輸省は、三沢の現在のよう負担金をこれは
払つていましめたか、いませんか。

○政府委員(松本操君) 議論いたしましては払
ふうな議論はいたしましたが、結論的にはその合
意を見るに至ります前に空港が返還になりまし
たので、実質的には払つております。

○岩間正男君 板付では払わなかつた。三沢では、これはもう年間に一千二百万ぐらいのお金を払つておる。回数の問題あるだらうけれども、回数の問題なんかでこれはそこのところあいまいにしてやならぬ問題です。経理の問題から言つたてそんなこと許されぬ。これは私はおかしいんじやないかと思ふんですね。この点についてやはり明確にする必要があるんじやないか。どうことはとにかくこの安保によつて地位協定があり、地位協定によつていろいろな基地提供のそのような管理の姿が明らかにされているわけですね。そういう中で非常にあいまいだ。運輸省も違う。それからこれは自衛隊もこれについてやつぱり明確な姿とか態度を持つてられないといふんじやまずいと思う。だからどうですか、これは運輸省と相談して明確にしたらどうか。

○國務大臣(三原朝雄君) 新しい御意見が出てまいりましたので、御意見を受けとめまして、運輸省と相談をして処理いたしたいと思います。

○岩間正男君 いつごろまでに。

○國務大臣(三原朝雄君) まあ、そう長いあれもありませんでしようが、安保協議委員会との関係もありましようし、できるだけ早目に処理いたしたいと思います。

などといふのはかけ言葉にすぎない、うたい文句だけ。現実はどうかといふと非常に混亂している。ここで明快に答弁ができない、統一された見解が発表できないようなかなかこうで運用されていることは、これは絶対に望ましくないです。それから当委員会としてもこれは黙つていられない問題です。

最後にもう一つお聞きしたいんですが、三沢の基地内に現在ゴルフ場があるはずですね。この規模と、それから位置はどこにあるんですか、またそれがこれを使用しているんです。その使用状況はどうか、これをお聞きしたい。

○政府委員(高島正一君) お答え申し上げます。

御指摘のゴルフ場の面積は約五十五万平方メートルでございます。一番基地の北部地区に位置してございます。また、このゴルフ場は米軍人等の福祉、士気の維持に必要な福利厚生施設として現在使用されておるわけでござりますが、その利用状況を申し上げますと、年間約三万六千名が使用しております。これは管理形態といたしましては、米軍の歳出外資金によつて管理されておるところでござります。

○岩間正男君 これも先ほど言いました、もう十五億というような莫大な金で提供されている基地であることには間違いない、その管理運営はいたざ知らずね。そうしてしかもこのようなゴルフ場がある。もつたない話だと思うんです。なぜ私は特にそういうことを言うかというと、現在三沢には東亜航空のDC-9が乗り入れている。私もこれはもう十何回も乗っています。で、そのターミナル、飛行場を出て、しかも混雑した夕方なんか通るというとあすこの十文字のところでしばらく待たされる。信号のため。そういうところで二十分もかかってね、普通でも十五分ぐらいいかつてバスに揺られて、そらして町の一角にある古ぼけた建物、これがターミナル、この面積は二千平方メートル足らずですよ。非常に狭いところなんです。だから、まあよく私は朝方帰ってきて車で送つてもらう、それで飛行機に乗ろうとする、さて送つて

た人とお茶を飲もうとしても車とめておくところさえも、ないというようなことが起こっています。それができないであります。それでも車も動かさなければならぬと、こういうからこうになつてゐるんですね。全國の飛行場でこんなところあります。こんなターミナルのところないと思うんだな。全然これは話にならぬわけです。これは三沢だけです。そうして、一方にはこれは千六百平方メートルのこの米軍飛行場、ここでは五十五万のいました。申しましたゴルフ場がある。まさにこれは先ほども申しましたがひさしを貸して母屋を取られた感じなんだ。国民感情はこれを許すかどうか。私は、莫大な基地の一角を割いても乗客本位のターミナルを建設すべきではないかと考える。もつとも、この夏あそなる団体というのがあって、それを目指して県や自治体は近傍の民有地をつぶしてターミナル建設の計画をいま進めているよう聞いております。しかし、これは元来どうもおかしいんじゃないか、こういうふうに考へるわけですがれども、この点について防衛廳長官は、このようないろいろな問題についてこれはどういうふうにお考へになるか。また、地元民の要求もあることですが、こういう問題にどう対応されるお考えを持つていらっしゃるか、これをお聞きしたい。

な観点から、民衆が離発着できるようなどいうことにしたわけでございまして、ターミナルの問題についても、地元の御希望を踏まえながら、米側と調整していくという基本的な考え方を持っております。

○委員長(増原恵吉君) 岩間君、結末をつけてください。

○岩間正男君 ゴルフ場の問題を話しました。そしで一方で、いま本当にこれは国民の要求と非常に背馳している問題なんですね。こういう問題をどう解決するかということが非常にいま問われておる問題です。私はこういう点から、あんな膨大な基地が、とにかく本土の中で最大の基地、横田と若狭を合わせても、これに羽田を合わせてももつとこれは広いようなところが取られて、そうしてこれは実際は次の大戦を待っているのかもしれない。一遍放すといふとなかなかこれは米軍が使用するのに困るから、そこで何とかこのまま持つていて、こういう形になつているのかもしれません。さらにまた戦略の一番中心地、拠点として、それは米海軍あるいは米空軍のためにつぶきならない、そういうものからそうされているのかもしれない。しかし、これはなかなかそういうわけにはいかない。国民の理解なしに基地の安定的使用などと言つても話にならぬ。これはいまのゴルフの問題は刺激をしますよ。どうですか、いま米軍基地で、沖縄を含めてゴルフ場があるところ、これは何所ありますか、これを明確にやはり出してもらいたい。それで先ほど申しましたように、面積が幾ら、そしてここのことの維持管理はどうなっているのか、だれが使っているのか、どれだけ利用されているのか、これを明確にしてもおうじやないですか。そういう問題をたな上げにしておいて、そうしてこれは福祉厚生施設でございます。これで通りますか。通らないんだ、絶対通らない。そういう点から、これは出してもらえますな。いま言えるなら言つてください。

○政府委員(高島正一君) 現在ゴルフ場として提供しておる施設は、三沢、多摩弾薬庫、厚木海軍

飛行場、キャンプ座間、岩国飛行場、それから沖縄に参りました、奥間レストセンター、キャンプ瑞慶賀、伊波城観光ホテル、普天間飛行場、嘉手納飛行場、那覇空軍・海軍補助施設。

以上でございます。

○岩間正男君 それ、面積わかりますか。

○政府委員(高島正一君) わかります。

○岩間正男君 それじゃ資料で出してもらえますか。

○政府委員(高島正一君) 本日はこれにて散会いたします。

○政府委員(高島正一君) いまお答えはできますけれども、改めて資料で提出いたします。

○委員長(増原恵吉君) 本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。

○政府委員(高島正一君) 本日はこれにて散会いたします。

○政府委員(高島正一君) 本日はこれにて散会いたします。

○政府委員(高島正一君) 本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。

○政府委員(高島正一君) 本日はこれにて散会いたします。

身分の関係で恩給上の処遇を受けていない旧軍属に対する処遇の是正に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場三ノ二二ノ二九 吉原弘実

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された

(国立婦人教育会館)

第二十五条の二 本省に国立婦人教育会館を置く。

2 国立婦人教育会館は、婦人教育の振興を図るために、婦人教育指導者その他の婦人教育関係者に対する実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行う機関とする。

3 国立婦人教育会館は、埼玉県に置く。

4 国立婦人教育会館の内部組織は、文部省令で定める。

第三十四条第五号中「国立西洋美術館」の下に「国立國際美術館」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六条第一項中「国立西洋美術館」を「国立西洋美術館」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(国立國際美術館)

第三十九条の二 国立國際美術館は、日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料(その文化上、学術上又は歴史上の価値にかんがみ、立派な美術館)を収集し、保管して公衆の観覽に供する。

第三十九条の三 国立國際美術館は、吹田市に置く。

第三十九条の四 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の五 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の六 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の七 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の八 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の九 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十一 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十二 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十三 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十四 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十五 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十六 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十七 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十八 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の十九 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の二十 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の二十一 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の二十二 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の二十三 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の二十四 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の二十五 文部省令で定める業を行なう機関とする。

第三十九条の二十六 文部省令で定める業を行なう機関とする。

(國立少年自然の家及び國立婦人教育会館)

第二十五条の次に次の二条を加える。

第一回 国立少年自然の家及び國立婦人教育会館に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(國立婦人教育会館)

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「左の」を「次の」に改め、同条第十号中「国立らい研究所」を「国立らい研究所」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 国立循環器病センターに関すること。

第十五条中「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に、「国立がんセンター」を「国立がんセンター」に改める。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(国立循環器病センター)

第二十三条の四 国立循環器病センターは、循環器病に関し、診断及び治療、調査研究並びに技術者の研修につかざる機關とする。

2 国立循環器病センターは、大阪府に置く。

3 国立循環器病センターの内部組織は、厚生省令で定める。

第三十一条中「国立がんセンター」の下に「及び国立循環器病センター」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(国立病院特別会計法の一部改正)

2 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び国立がんセンター」を「国立がんセンター及び国立循環器病センター」に改め、同条第二項中「国立がんセンター」を、「国立がんセンター」の下に「国立循環器病センター」を加える。

第四条第一項中「及び国立がんセンター」を「国立がんセンター及び国立循環器病センター」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

3 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「及び国立がんセンター」を「国立がんセンター及び国立循環器病センター」に改める。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

に「准士官以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものについては、附則別表第七」を加える。

附則第十四条第三項中「六十歳」を「五十五歳」に、「百五十分の二」を「五十五歳以上六十歳未満の者にあつては「百五十分の三」と、六十歳以上の者にあつては「百五十分の一・五」に改める。

附則第十八条第二項中「百五十分の三・五」の下に「と、百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三）」を加える。

附則第二十三条第六項中「百五十分の三・五」の下に「と、百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の二）」を加える。

附則第二十七条ただし書中「五十六万四千二百円」を「五十二万一千円」に改める。

附則第三十一条中「百五十分の三・五」の下に「と、百五十分の三」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員にあつては、百五十分の三）」を加える。

附則第四十一条の四と附則第四十二条の二の次に次の二条を加える。

第四十一条の三 公務員の在職年に加えられることとされている救護員としての在職年月数を有する者のうち、救護員として昭和二十年

八月九日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続き海外にあつたもの普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰國した日の属する月（同月において公務員となつた場合においては、その前月）までの期間（未帰還者留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者と認められる期間に限る）の年月数を加えたものによる。

附則第二十四条の四第二項並びに第四十二条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第一項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和五十二年十月一日」と、附則第四十二条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和五十二年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和五十二年十月」と読み替えるものとする。

附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（救護員となる前の公務員としての在職年を除く）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一を次のように改める。
附則別表第一（附則第十三条関係）

階級	仮定俸給年額
大将	四、六九二、〇〇〇円
中将	三、九二四、一〇〇円
少将	三、〇九三、八〇〇円
大佐	二、六六七、二〇〇円

中佐	二、五五〇、一〇〇円
少佐	一、九八五、四〇〇円
大尉	一、六七六、〇〇〇円
中尉	一、三一五、二〇〇円
少尉	一、一三〇、四〇〇円
准士官	一、〇四五、六〇〇円
曹長又は上等兵曹	八五五、〇〇〇円
軍曹又は一等兵曹	八〇〇、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	七七九、三〇〇円
兵	七一三、三〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	

附則別表第四中「五六二、〇〇〇円」を「七〇八、〇〇〇円」に、「六六〇、〇〇〇円」を「七八六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「六一、〇〇〇円」を「七一四、〇〇〇円」に、「四六五、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「三六七、〇〇〇円」を「四三三、〇〇〇円」に、「三一八、〇〇〇円」を「三八〇、〇〇〇円」に、「十分の九」を「十分の九・五」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
四、六九二、〇〇〇円	四、五三六、〇〇〇円
三、九二四、一〇〇円	三、八四五、二〇〇円
三、〇九三、八〇〇円	三〇一〇、三〇〇円
二、六六七、二〇〇円	二、五七三、六〇〇円
二、五五〇、一〇〇円	二、四三〇、六〇〇円
一、九八五、四〇〇円	一、九一四、二〇〇円
一、六七六、〇〇〇円	一、五四八、二〇〇円
一、三一五、二〇〇円	一、二二一、一〇〇円
一、一三〇、四〇〇円	一、〇六五、六〇〇円
一、〇四〇、二〇〇円	九三六、五〇〇円
八五五、〇〇〇円	七七九、三〇〇円
八〇〇、一〇〇円	七四二、七〇〇円

附則別表第六の次に次の「表を加える。

附則別表第七(附則第十三条関係)

七七九、三〇〇円	七一三、二〇〇円
六二七、一〇〇円	

仮定俸給年額	金額
一、〇四〇、一〇〇円	九六八、三〇〇円
八五五、〇〇〇円	八〇〇、一〇〇円
八〇〇、一〇〇円	七六〇、九〇〇円
七七九、三〇〇円	七四二、七〇〇円
七一三、二〇〇円	六五五、五〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一表を加える。)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「次の表」を「次の(イ)又は(ア)の表」に、「同表」を「これらの表」に、「昭和五十一年七月分」を「昭和五十一年六月分」に改め、同項の表を次のように改める。

(イ)

普通恩給	普通恩給の基礎在職年に算入され てある実在職年の年数	金額
六十五歳以上の者に給する普 通恩給	普通恩給についての最短恩給年限以上	五八九、〇〇〇円
	九年未満	四四一、八〇〇円
	九年未満	二九四、五〇〇円
六十五歳未満の者に給する普 通恩給(傷病年金又は特別傷病恩 給を除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上	四四一、八〇〇円
傷病年金又は特別傷病恩給を 受けるものに給する普通恩給	九年未満	四四一、八〇〇円
六十五歳未満の者で増加恩給、 傷病年金又は特別傷病恩給に併給され る普通恩給を除く	九年未満	二九四、五〇〇円

扶助料	扶助料の基礎在職年の年数	金額
六十歳未満の者又は子に給す る扶助料(扶養遺族である子を 有する妻に給する扶助料を 除く)	六十歳未満の者又は六十歳未 満の妻で扶養遺族である子を 有するものに給する扶助料	一六〇、〇〇〇円
普通恩給についての最短恩給年限以上	普通恩給についての最短恩給年限以上	一九四、五〇〇円
九年以上普通恩給についての最短恩給 年限未満	九年以上普通恩給についての最短恩給 年限未満	二二〇、九〇〇円
九年未満	九年未満	一四七、三〇〇円
六十歳未満の者に給する扶助 料(妻又は子に給する扶助料 を除く)	六十歳未満の者に給する扶助 料(妻又は子に給する扶助料 を除く)	二二〇、九〇〇円

附則第八条第四項中「昭和五十一年六月三十日」を「昭和五十一年五月三十日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「一、八三三、八〇〇円」を「二、〇五二、〇〇〇円」だ、「一、四八五、〇〇〇円」を「一、六七九、三〇〇円」に、「一、一九一、八〇〇円」を「一、三五〇、〇〇〇円」を「二、〇五二、〇〇〇円」だ、「一、〇〇〇円」を「一、〇五二、〇〇〇円」に、「八九八、五〇〇円」を「一、〇三六、五〇〇円」に、「六九六、八〇〇円」を「八〇五、五〇〇円」に、「五三一、八〇〇円」を「六二九、三〇〇円」に、「四九五、〇〇〇円」を「五八九、五〇〇円」に、「四五八、三〇〇円」を「五三五、五〇〇円」に、「三四八、八〇〇円」を「四一七、八〇〇円」に、「二七五、三〇〇円」を「三二四、〇〇〇円」に、「二三八、五〇〇円」を「二八五、〇〇〇円」に、「四二一、五〇〇円」を「三三一、〇〇〇円」に、「十分の九」を「十分の九」。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項ただし書を削る。

附則第十五条第一項中「特別項症から第一款症までの」を削り、同条第二項中「十万円」を「十二万円(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けた者に係るものにあつては、九万円)」に改め、同条第五項中「昭和五十一年七月」の下に「(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けた者に係るものにあつては、昭和五十一年十月)」を加える。

附 則

第一条 この法律は、昭和五十二年六月一日から

又は扶助料で、六十歳以上の者に給するものの同年十月分以降の年額に関する第一項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額」とする。
(昭和三十一年三月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の特例)
第三条 前条第一項に規定する普通恩給又は扶助料で昭和三十一年三月三十日以前に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。)した公務員に係るものうち、その

年額に対応する同表の仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額が三、六〇一、六〇〇円のものにあつてはその年額に対応する同表の仮定俸給年額の一段階上位の仮定俸給年額

2. 昭和五十二年六月分から同年九月分までの増加恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

第五条 昭和五十一年五月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、
ふるも同じである。

2 昭和五十二年六月一日から同年九月三十日まで
での間に給与事由の生じた傷病賜金に関する改
正後の恩給法第六十五条ノ二第一項の規定の適用

のは、「國給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第号)附則別表第三」とする。

る恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。」を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年六月分から同年九月分までの第
七項症の増加恩給の年額に関する改正後の法律
第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適
用については、同項中「附則別表第四」とある

のは、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十一号)附則別表第四」とする。

昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、別表第四号表中「六九六、〇〇〇円」とあるのは「六〇三、七〇〇円」と、別表第五号表中「五一」、「〇〇〇円」とあるのは「四五一」、「八〇〇円」とする。

3 昭和五十二年五月三十日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(以下「旧俸給年額」という。)が五八五、七〇〇円以上六六六、四〇〇円未満の普通恩給八〇〇円以下のものにあつてはその年額れぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額の三段階上位の仮定俸給年額、旧俸給年額をそのものにあつてはその

は給料とが併給されていた者で、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額が、これらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

第七条 傷病年金については、昭和五十二年六月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項に規定する年額に改定する。

昭和五十二年六月分から同年九月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「附則別表第五」とあるのは、「因

給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法
号)附則別表第五」とする。

第八条 特例傷病恩給については、昭和五十二年六月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三条第三項又は第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年六月分から同年九月分までの特例傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第一号)附則別表第六」とする。

第九条 傷病者遺族特別年金(第二款症から第五款症までの特例傷病恩給を受けていた者に係るもの)を除く。)については、昭和五十二年六月分以降、その年額を改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第五十一条。以下「法律第五十一号」という。)附則第十五条第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和五十二年六月分から同年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定の適用については、同項中「十二万円」とあるのは、「十七万七千円」とする。

第十条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和五十二年六月分以降、その加給の年額を、八万四千円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和五十二年六月分以降、その加給の年額を、扶養家族のうち二人までにつき二万六千四百円二人までについては一人につき二万六千四百円(増加恩給又は特例傷病恩給を受ける者に妻がないときは、そのうち一人については五万四千円)その他扶養家族については一人につき一万二千円として算出して得た年額に改定する。

(扶助料の年額の特例に関する経過措置)

第十二条 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年六月分以後、その年額を、改正後の法律第八十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第八十五号附則第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 法律第八十五号附則第十三条第二項に規定する普通恩給又は扶助料のうち、准士官以下の各階級に対応する仮定俸給年額の適用を受ける者で六十歳以上のものに係る普通恩給又は扶助料については、昭和五十二年十月分以後、その年額を、改正後の法律第八十五号附則別表第一の仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第八十五号附則第六の下欄に掲げる金額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

3 昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に関する改正後の法律第八十五号附則第二十七条ただし書き及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(以下「法律第七十七号」という。)第三条第二項ただし書きの規定の適用については、これらの規定中「六十九万六千円」とあるのは「六十万三千七百円」と、「五十二万二千円」とあるのは「四十五万二千八百円」とする。

第十三条 昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一百二十一号)以下「法律第一百二十一号」という。)附則第八条第一項の規定の適用については、同項中「(イ)又は(ロ)の表」とあるのは、「(イ)の表又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第一号)附則別表第七」とする。

(扶助料の年額の特例に関する経過措置)

子についても、同日(祖父母がこの条の規定の施行の際に扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父母がその扶助料を受ける権利を失つた日)以後適用する。

3 前項の規定により新たに扶助料を給されることとなる者の当該扶助料の給与は、昭和五十二年十月(この条の規定の施行の際、祖父母が扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父母が扶助料を受ける権利を失つた日の属する月の翌月)から始めるものとする。

第十四条 昭和五十二年六月分から同年九月分までの扶助料の年額に係る加算に関する改正前の法律第五十一号附則第十四条第二項ただし書きの規定の適用については、同項ただし書きの「六十万二百円」とあるのは「六十三万九千七百円」と、「四十五万九千二百円」とあるのは「四十八万八千八百円」とする。

(法律第八十五号附則第十四条等の改正に伴う経過措置)

第十五条 普通恩給又は扶助料で、改正後の法律第八十五号附則第十四条(改正後の法律第八十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する場合を含む。)又は附則第四十一条の三の規定の適用に伴い、その年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和五十二年十月分から行う。

(恩給法第七十四条の規定の適用等に関する特例)

第十六条 旧軍人、旧軍人又は旧軍属に係る恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号並びに法律第八十七号第三条に規定する扶助料についての恩給法第七十五条第二項及び第七十七条第三項の規定による障害年金を支給されるものに対する昭和五十二年十月分以後の普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ三、法律第八十五号附則第十三条及び第十四条(法律第八十五号附則第八条並びに恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)附則第十三条の規定の適用については、当該普通恩給は、増加恩給又は傷病年金を併給されているものとみなす。

第十七条 前条第二項の規定により扶助料を受けた者に係る恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号並びに法律第八十七条第三項の規定による扶助料については、当該扶助料の受取者は、増加恩給又は傷病年金を併給されているものとみなす。

(職權改定)

第十八条 普通恩給を受ける者で、戦傷病者・戦没者・戦没者等援護法(昭和二十七年法律第一百二十七号)による障害年金を支給されるものに対する昭和五十二年十月分以後の普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ三、法律第八十五号附則第十三条及び第十四条(法律第八十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第十四条(法律第八十五号附則第八条並びに恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十三号)附則第十三条の規定の適用については、当該普通恩給は、増加恩給又は傷病年金を併給されているものとみなす。

2 前項の規定は、昭和五十二年十月一日前に婚姻により扶助料を受ける資格又は権利を失つた

子についても、同日(祖父母がこの条の規定の施行の際に扶助料を受ける権利を有する場合には、当該祖父母がその扶助料を受ける権利を失つた日)以後適用する。

ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第二十二条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和五十二年五月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表第一(附則第二条関係)

恩給年額の計算の基礎となつている俸給年額	仮 定 債 給 年 額
五八五、七〇〇円	六二七、二〇〇円
六一二、二〇〇円	六五五、五〇〇円
六三九、五〇〇円	六八四、六〇〇円
六六六、四〇〇円	七一三、三〇〇円
六九三、九〇〇円	七四二、七〇〇円
七一一、〇〇〇円	七六〇、九〇〇円
七一八、二〇〇円	七七九、三〇〇円
七四七、セ〇〇円	八〇〇、一〇〇円
七七五、三〇〇円	八二九、五〇〇円
七九九、二〇〇円	八五五、〇〇〇円
八二一、四〇〇円	八七八、七〇〇円
八四八、四〇〇円	九〇七、五〇〇円
八七五、五〇〇円	九三六、五〇〇円
九〇五、三〇〇円	九六八、三〇〇円
九三五、三〇〇円	一、〇〇〇、二〇〇円
九七二、七〇〇円	一、〇四〇、二〇〇円
九九六、五〇〇円	一、〇六五、六〇〇円
一、〇一七、四〇〇円	一、〇九八、五〇〇円
一、〇五七、三〇〇円	一、一三〇、四〇〇円
一、一七七、〇〇〇円	一、一九四、一〇〇円
一、一三一、九〇〇円	一、二一一、一〇〇円
一、一七八、八〇〇円	一、二六〇、一〇〇円
一、二三九、八〇〇円	一、三一五、二〇〇円
一、三〇七、二〇〇円	一、三九七、一〇〇円
一、三三四、六〇〇円	三、六七五、五〇〇円
一、四三三、八〇〇円	三、九一四、一〇〇円

一、三七四、四〇〇円	一、四六八、八〇〇円
一、四一一、一〇〇円	一、五一八、七〇〇円
一、五四八、二〇〇円	一、六三三、七〇〇円
一、五六八、六〇〇円	一、六七六、〇〇〇円
一、五三九、〇〇〇円	一、七二〇、四〇〇円
一、六九〇、一〇〇円	一、八〇五、七〇〇円
一、七九一、八〇〇円	一、九一四、二〇〇円
一、八五八、六〇〇円	一、九八五、四〇〇円
一、九五三、二〇〇円	一、〇八六、四〇〇円
一、〇四七、〇〇〇円	一、一八六、四〇〇円
一、一七五、八〇〇円	一、四三〇、六〇〇円
一、一〇四、八〇〇円	一、二四八、一〇〇円
一、一六一、二〇〇円	一、三〇八、三〇〇円
一、〇〇九、八〇〇円	一、五七三、六〇〇円
一、四九七、六〇〇円	一、六六七、二〇〇円
一、三八七、九〇〇円	一、五五〇、二〇〇円
一、六〇八、三〇〇円	一、七八五、四〇〇円
一、七一八、八〇〇円	一、九〇三、三〇〇円
一、八二八、五〇〇円	一、九一〇、三〇〇円
一、八九七、四〇〇円	三、〇九三、八〇〇円
一、九七一、三〇〇円	三、一七一、七〇〇円
三、一二三、三〇〇円	三、三三四、二〇〇円
三、一五七、〇〇〇円	三、四七七、五〇〇円
三、三二九、三〇〇円	三、五五四、七〇〇円
三、三九七、八〇〇円	三、六二七、八〇〇円
三、五三七、九〇〇円	三、七七七、二〇〇円
三、六〇一、六〇〇円	三、八四五、二〇〇円

三、八〇九、三〇〇円	四、〇六六、八〇〇円
三、九五五、八〇〇円	四、二二三、一〇〇円
四、〇三一、一〇〇円	四、三〇三、五〇〇円
四、一〇一、三〇〇円	四、三七九、五〇〇円
四、一七七、〇〇〇円	四、四五九、二〇〇円
四、二四九、三〇〇円	四、五三六、三〇〇円
四、三九五、一〇〇円	四、六九二、〇〇〇円
四、五四一、三〇〇円	四、八四七、九〇〇円
四、六一三、六〇〇円	四、九二五、〇〇〇円
四、六八七、六〇〇円	五、〇〇四、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五八五、七〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が四、六八七、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇六七を乗じて得た額に二、三〇〇円を加えた額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二(附則第四条関係)

不具廃疾の程度	年	額	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を 加えた金額	特 別 别 項 症	第 一 二 三 四 五 六 七	傷病の程度	年	額	普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の九に相当する金額とする。	附則別表第六(附則第八条関係)
傷病の程度	金額									附則別表第三(附則第五条関係)
第一款病症	二、七八三、〇〇〇円									
第二款病症	二、三〇九、〇〇〇円									
第三款病症										
第四款病症										
第五款病症										
第六款病症										
第七款病症										

普通恩給を併給される者については、第一款症の特例傷病恩給の年額は四五〇、五〇〇円とし、第二款症から第五款症までの特例傷病恩給の年額はこの表の年額の十分の九に相当する金額とする。

附則別表第七(附則第十三条関係)

扶助料	扶助料の基礎在職年に算入されてい る実在職年の年数	金額
六十五歳以上の者又は六十五 歳未満の妻若しくは子に給す る扶助料	普通恩給についての最短恩給年限以上 九年未満	二九四、五〇〇円 一一〇、九〇〇円
六十五歳未満の者に給する扶 助料(妻又は子に給する扶助 料を除く)	普通恩給についての最短恩給年限以上 九年未満	一四七、三〇〇円 一一〇、九〇〇円

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第六九九号)(第七四四号)

が、救護看護婦だけが対象外になつてゐるの
は納得できない。

四、救護看護婦でも内地勤務のものは、終戦後、
直ちに公務員として待遇されたと聞いてゐるの
が、外地にいた者だけ放置されているのは全
く理解できない。

第一条の七第二項中「並びに第一条の九第二
項及び第四項」を「第一条の九第二項及び第
四項、第一条の十第二項及び第四項並びに第一
条の十の二第一項から第三項まで、第五項及び
第七項」に改める。

第一条の九第五項中「次条第一項」を「第二
条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加え
る。

(昭和五十二年度における特別措置法による
退職年金等の額の改定)

第一条の十一前条第一項の規定の適用を受ける
年金については、昭和五十二年六月分以後、
その額を、その算定の基礎となつてゐる別表
第一の十二の仮定俸給(同条第四項若しくは第
七項の規定又は同条第十項において準用する
第一項の規定により前条第四項各号に
掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年
金額とした年金については、同条第一項の規
定により年金額を改定したものとした場合に
その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定
俸給。次条第一項及び第二項において同じ。)
に對応する別表第一の十三の仮定俸給を俸給
とみなし、旧法の規定を適用して算定した額
に改定する。

前項の規定の適用を受けた年金(その年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組
合等からの年金の額の改定に關する法律等の一
部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済
組合等からの年金の額の改定に關する法律の一
部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済
組合等からの年金の額の改定に關する法律の一
部を改正する法律案

実在職した期間が最短年金年限に達してゐる
年金に限る。次項及び第八項において同じ。)
を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定
による遺族年金に相当する年金を受ける七十
歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、
前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づ
いて算定した額に、次の各号に掲げる年金の
区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に
相当する額をえた額に改定する。この場合
においては、第一条第四項後段の規定を準用
する。

一、旧法の規定による退職年金又は賃疾年金
に相当する年金(当該年金の額の計算の基
礎となつた組合員期間の年数から最短年金
年限の年数を控除した年数(以下この項に
おいて「控除後の年数」という。)一年につ
き前項の規定により俸給とみなされた額の
三百分の一(控除後の年数のうち五年に達
するまでの年数については、三百分の二)
に相当する金額

二、旧法の規定による遺族年金に相当する年
金(控除後の年数一年につき前項の規定に
より俸給とみなされた額の六百分の一(控
除後の年数のうち五年に達するまでの年数
については、六百分の二)に相当する金額

3、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける
者が八十歳以上の者である場合におけるその
者に対する前項の規定の適用については、同
項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4、次の各号に掲げる年金については、前三項
の規定の適用を受けて改定された額が当該各
号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二
年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる
額に改定する。この場合においては、第一条
第四項後段の規定を準用する。

一、旧法の規定による退職年金に相当する年
金のうち次のイからハまでに掲げる年金
次のイからハまでに掲げる年金の区分に応
じそれぞれイからハまでに掲げる額

2、前項の規定の適用を受けた年金(その年金
の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち

第六九九号 昭和五十二年二月二十四日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
請願者 香川県木田郡三木町池戸 森松子
外二十一名

紹介議員 二宮 文造君

戦時中、第一線で働いた救護看護婦を恩給法適用

の対象とされた。

一、私達は、戦時中、救護看護婦として、赤十字精神のもとに召集を受け、日本陸海軍病院
に配属され、医療に従事中敗戦となり、外地に
長期抑留された。
二、若い働き盛りを戦争の犠牲となり、現在、
皆五十歳を超え、老後の不安が募つてゐる。
三、他の軍人軍属は、恩給の対象となつてゐる

第六九九号 昭和五十二年二月二十四日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願
請願者 京都市伏見区横大路東裏町二四
砂川美佐恵三十五名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

三月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、昭和四十二年度以後における国家公務員共
済組合等からの年金の額の改定に關する法律共
等の一部を改正する法律案

13

第三項、第五項、第八項から第十項まで又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

14 第二項第二号の規定の適用を受ける年金については、当該年金に係る組合員の退職の日の翌日から起算して三十五年を経過する日が昭和五十二年十月一日以後に到来するときは、その経過する日の属する月の翌月分以後、同項第一号の規定に準じてその額を改定する。

15 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の九」を「第二条の十の二」に改める。第二条の九の次に次の二条を加える。

(昭和五十二年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年六月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十二の仮定俸給(同条第三項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第三項各号に掲げる年金額)をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定した額に準じて算定した額に改定する。この場合において同じく、同項中「別表第三の十三」とあるのは、「別表第三の十三」と読み替えるものとする。

2 第一条の十第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基準となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金)が旧法の規定による退職年金に相当する年金

を受ける最短年金限に達している年金に限る。以下の項及び第八項において同じく)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十三に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十
二万円を加えた額)

二 殉職年金 六十万三千七百円

三 障害遺族年金 四十五万二千八百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円)を加えた額をもつて当該年金の額とすると。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 殉職年金 六十三万九千七百円

二 障害遺族年金 四十八万八千八百円

5 前条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。

6

障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については八万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち一人までについては、一人につき二万六千四百円(配偶者である扶養親族がない場合には、そのうち一人限り五万四千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき二万二千円(そのうち二人までについては、一人につき二万六千四百円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の十第八項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受けれる妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

9 第一条の十第九項の規定は、第二項(同条第二項の規定に係る部分に限る。)又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項

若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の十の二 前条第一項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金限に達している年金に限る)で、昭和五十二年五月三十日におけるその年金額の算定の基礎となつている別表第一の十二の仮定俸給(七十歳以上の者が受けける年金又は七十歳未満の妻、子若しくは孫が受けける殉職年金若しくは障害遺族年金について)が、第二条の六第六項において準用する第一条の六第三項の規定を適用しないとしたならばこの法律の規定により同日においてべき仮定俸給。以下この項において「旧仮定俸給」という。)が三十万百三十円以下であるものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定俸給を俸給とみなすべき仮定俸給。以下この項において「旧仮定俸給」という。)が三十万百三十円以下であるものについては、同年十月分以後、その額を、次に掲げる年金の区分に応じ、それを当該各号に掲げる仮定俸給を俸給とみなすべき仮定俸給。以下この項において「別表第三」とあるのは、「別表第三の十三」と読み替えるものとする。

一 その退職(在職中死亡)の場合の死亡を含む。第十項において同じく)の日の翌日から起算して三十五年を経過する日が昭和五十二年九月三十日以前である者に係る年金とされる年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に對応する別表第一の十三の仮定俸給の三段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に對応する

る別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

八 当該年金に係る旧仮定俸給が三十万円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

一 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千五百円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

2 第一条の十の二第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける者が七十歳以上の方又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける者に係る別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

3 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(その額について、同条第四項の規定の適用を受ける者が七十歳以上の方又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける者に係る別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給)又は前二項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年

十月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十

二 前号に掲げる年金以外の年金 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる仮定俸給

イ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十八万三千五百円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

ロ 当該年金に係る旧仮定俸給が二十九万四千八百三十円である場合 当該年金に係る別表第一の十二の仮定俸給に対応する別表第一の十三の仮定俸給の一段階上位の仮定俸給

4 前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これららの規定により算定した額に二万四千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万円)を加えた額をもつて当該年金の額とする。

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族について八万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき二万六千四百円(配偶者である扶養親族がない場合は、そのうち一人については、一人限り五万四千円))を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第一号又は第三号に掲げる額とし、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき二万六

千四百円)

二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の十の二第十二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける者、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)について準用する。この場合において、同条第十二項中「第三項」とあるのは、「第三項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

9 第一条の十の二第十三項の規定は、第二項の規定に係る部分に限る。又は「第三項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

10 第一項第二号の規定の適用を受ける年金については、当該年金に係る組合員の退職の日の翌日から起算して三十五年を経過する日が八十歳に達したときについて準用する。

11 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

13 第三条の九の次に次の二条を加える。

(昭和五十二年度における旧法による年金の額の改定)

14 第一条の十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十一の規定は、前条の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

15 第三条の十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

16 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。この場合において、第一条の十の二第二項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

17 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

18 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

19 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

20 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

21 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

22 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

23 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

24 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

25 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

26 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

27 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

28 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

29 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

30 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

31 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

32 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

33 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

34 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

35 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

36 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

37 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

38 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

39 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

40 第一条の十の二第一項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の十の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、それぞれ準用する。この場合において、第一条の十の二第二項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

二第二項各号列記以外の部分に限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

規定の適用を受けて改定された額（遺族年金についても同様）が該各号に掲げる額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

ハ　イ及びロに掲げる年金以外の年金
三　遺族年金　次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる類
イ　六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの　二十七万五千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六
万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

4 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、そ

その額を、当該各号に掲げる額に改定する。
この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

段の規定を準用する。

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限（退職年金を受ける
最短年金年限をいう。以下同じ。）に達し
ているものに係る年金 五十五万円

六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年

限に適用しているものに係る年金
万二千五百円

二
七万五千円
一
廢疾年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額

六十五歳以上の者で実在職した組合員が、期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十五万円

期間が九年以上のものに係る年金（不満者
掲げる年金を除く）及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金年
限に達しているものに係る年金 四十一
万二千五百円

三 イ 及びロに掲げる年金以外の年金
一 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三万七千五百円

第四条の九第四項中「前二項」を「前各項」と改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

の額を改定する。
第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときは除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

第四条の九の次に次の二条を加える。
(昭和五十二年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)
第四条の十 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年六月分以後、

六十五歳以上の者で実在職した組合員
一 期間が九年以上のものに係る年金（イに
掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金年
限に達しているものに係る年金 四十四
万千八百円

八 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年未満のものに係る年金 二十一
九万四千五百円

第四条の九第四項中「前二項」を「前各項」と改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第二項の次に次の三項を加える。前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金等を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、

当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の

支給を受ける場合であつて、政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円
万円

第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受けける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

第四条の九の次に次の一条を加える。
(昭和五十二年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)
第四条の十一前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十二年六月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・〇六七七を乗じて得た額に二千三百円をえた額をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

次に各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額（遺族年金について、その額につき新法第八十八条の規定の適用があつた場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年六月分以後

六十五歳以上の者で実在職した組合員
一 期間が九年以上のものに係る年金（イに
掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金年
限に達しているものに係る年金 四十四
万千八百円

八 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年未満のものに係る年金 二十一
九万四千五百円

その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額みなされた額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額（遺族年金

についても、その額につき新法第八十八条の規定の適用があった場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年六月分以後

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げる額を、当該各号に掲げる額に改定する。
この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限に達しているものに
係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上ものに係る年金(イに
掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金
限に達しているものに係る年金 四十四
万九千八百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年未満のものに係る年金 二十
九万四千五百円

二 廉疾年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれれイからハまでに掲
げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短年金年限に達しているものに
係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上ものに係る年金(イに
掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短年金
限に達しているものに係る年金 四十四
万九千八百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二
十九万四千五百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年
金 二十九万八百円

改定する。

ち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十九万四千五百円

六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）並びに六十五歳未

満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 二十二万九百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十四万七千三百円

3 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、前条第三項ただし書の規定を準用す

る。

4 二 遺族である子一人以上を有する場合 三万六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千元

4 二 遺族である子二人以上を有する場合 六千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当す

る場合を除く。） 二万四千元

4 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を

改定する。

6 次の各号に掲げる遺族年金については、前各項の規定の適用を受けて改定された額（そ

の額について、新法第八十八条の五又は第三項若しくは第四項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算さ

れるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一

条第四項後段の規定を準用する。

一 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金

の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達しているもの 三十二万円

二 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く。）二十四万円

三 六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年未満のもの 十六万円

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、第三項中「前項第三号」とあるのは「第六項」と、第四項中「第一項第三号」とあるのは「第六項」と、「前項第三号」とあるのは「第七項において準用する前項第三号」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者（六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有する者を除く。）が昭和五十二年十月一日以後に六十歳未満の者（六十歳未満の妻、子又は孫が六十歳に達したとき、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

9 前各項の規定は、前条第六項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

12 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

13 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

14 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

15 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

16 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

17 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

18 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

19 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

20 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

21 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

22 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

23 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

24 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

25 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

26 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項の規定は、前各項の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和五十二年五月三十日において現に支給されているものについては、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

6 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

7 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

8 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

12 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

13 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

14 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

15 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

16 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

17 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

18 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

19 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

20 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

21 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

22 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

23 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

24 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

25 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

26 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十五条 昭和五十年四月一日から昭和五十一
年三月三十一日までの間に新法の退職をした
組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除
く。）に係る新法の規定による通算退職年金
(第三項において「昭和五十一年三月三十一
日以前の通算退職年金」という。)で、昭和五
十二年五月三十一日において現に支給されて
いるものについては、同年六月分以後、その
額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四
十で除し、これに当該通算退職年金に係る組
合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十九万六千円
二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第
一項に規定する通算退職年金の仮定俸給に
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職
年金の額の算定の基準となつた俸給に一・
〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十二
で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得
た額。

二 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する
場合について適用する。この場合において、同条
第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは
「昭和五十二年六月分」と、「前項第一号」と
あるのは「第十五条第一項第一号」と、「前項
に」とあるのは「第十五条第一項に」と、同
条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条
第一項及び同条第二項において読み替える
た前項」と読み替えるものとする。

三 昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職
年金に係る通算退族年金で、昭和五十二年五
月三十一日において現に支給されているもの
について、同年六月分以後、その額を、次の各号に
掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに
当該通算退族年金に係る組合員期間の月数を
乗じて得た額に改定する。

一 三十九万六千円
二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第
一項に規定する通算退職年金の仮定俸給に
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第
一項に規定する通算退職年金の仮定俸給に
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

三 昭和五十二年六月分以後、その額を、当
該通算退族年金に係る組合員期間の月数を
乗じて得た額に改定する。

二 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について適用する。この場合において、同条
第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは
「昭和五十二年六月分」と、「前項第一号」と
あるのは「第十五条第一項第一号」と、「前項
に」とあるのは「第十五条第一項に」と、同
条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条
第一項及び同条第二項において読み替える
た前項」と読み替えるものとする。

三 昭和五十二年六月分以後、その額を、当
該通算退族年金に係る組合員期間の月数を
乗じて得た額に改定する。

四 昭和五十年四月一日から同年五月十四日まで
の間に新法の退職をした組合員で施行法第五十
一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であ
り、「前項に」とあるのは「第十三条の三第一項
に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは

つたものに係る新法の規定による通算退職年
金（当該通算退職年金に係る通算退族年金を
含む。）のうち政令で定めるもので、昭和五十
二年五月三十一日において現に支給されてい
るものについては、同年六月分以後、その額
を、前三項の規定の例に準じ、政令で定める

ところにより改定する。

二 三十九万六千円
三 昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職
年金に係る通算退族年金で、昭和五十二年五
月三十一日において現に支給されているもの
について、同年六月分以後、その額を、当
該通算退族年金を通算退職年金とみなして前
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

二 第十二条の二第二項中「第十条の二第二項」
の二第一項に、「第十二条の二第三項」を「第
十三条の二第三項」に改め、同条を第十三条の
二とし、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十二年度における昭和四十八年四月
以後の通算退職年金及び通算退族年金の改
定）

二 第十二条の二第二項中「第十条の二第二項」
の二第一項に、「第十二条の二第三項」を「第
十三条の二第三項」に改め、同条を第十三条の
二とし、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十二年度における昭和四十八年四月
以後の通算退職年金及び通算退族年金の改
定）

「第十三条の三第一項及び同条第二項におい
て読み替えられた前項」と読み替えるものと
する。

三 昭和五十二年六月分」と、「前項第一号」
とあるのは「第十二条の四第一項第一号」と、
「前項に」とあるのは「第十二条の四第一項
に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは
「第十二条の四第一項及び同条第二項におい
て読み替えられた前項」と読み替えるものと
する。

二 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合において、
同条第二項中「昭和四十九年九月分」とある
のは「昭和五十二年六月分」と、「前項第一号」
とあるのは「第十二条の四第一項第一号」と、
「前項に」とあるのは「第十二条の四第一項
に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは
「第十二条の四第一項及び同条第二項におい
て読み替えられた前項」と読み替えるものと
する。

二 三十九万六千円
三 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職
年金に係る通算退族年金で、昭和五十二年五
月三十一日において現に支給されているもの
について、同年六月分以後、その額を、当
該通算退族年金を通算退職年金とみなして前
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

二 第十二条の二第二項中「第十条の二第二項」
の二第一項に、「第十二条の二第三項」を「第
十三条の二第三項」に改め、同条を第十三条の
二とし、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十二年度における昭和四十七年四月
以後の通算退職年金及び通算退族年金の額の
改定）

二 第十二条の二第二項中「第十条の二第二項」
の二第一項に、「第十二条の二第三項」を「第
十三条の二第三項」に改め、同条を第十三条の
二とし、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十二年度における昭和四十七年四月
以後の通算退職年金及び通算退族年金の改
定）

二 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合において、
同条第二項中「昭和四十九年九月分」とある
のは「昭和五十二年六月分」と、「前項第一号」
とあるのは「第十二条の四第一項第一号」と、
「前項に」とあるのは「第十二条の四第一項
に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは
「第十二条の四第一項及び同条第二項におい
て読み替えられた前項」と読み替えるものと
する。

二 三十九万六千円
三 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職
年金に係る通算退族年金で、昭和五十二年五
月三十一日において現に支給されているもの
について、同年六月分以後、その額を、当
該通算退族年金を通算退職年金とみなして前
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

二 第十二条の二第二項中「第十条の二第二項」
の二第一項に、「第十二条の二第三項」を「第
十三条の二第三項」に改め、同条を第十三条の
二とし、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十二年度における昭和四十七年四月
以後の通算退職年金及び通算退族年金の改
定）

二 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合において、
同条第二項中「昭和四十九年九月分」とある
のは「昭和五十二年六月分」と、「前項第一号」
とあるのは「第十二条の四第一項第一号」と、
「前項に」とあるのは「第十二条の四第一項
に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは
「第十二条の四第一項及び同条第二項におい
て読み替えられた前項」と読み替えるものと
する。

二 三十九万六千円
三 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職
年金に係る通算退族年金で、昭和五十二年五
月三十一日において現に支給されているもの
について、同年六月分以後、その額を、当
該通算退族年金を通算退職年金とみなして前
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

二 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合において、
同条第二項中「昭和四十九年九月分」とある
のは「昭和五十二年六月分」と、「前項第一号」
とあるのは「第十二条の四第一項第一号」と、
「前項に」とあるのは「第十二条の四第一項
に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは
「第十二条の四第一項及び同条第二項におい
て読み替えられた前項」と読み替えるものと
する。

二 三十九万六千円
三 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職
年金に係る通算退族年金で、昭和五十二年五
月三十一日において現に支給されているもの
について、同年六月分以後、その額を、当
該通算退族年金を通算退職年金とみなして前
二で除して得た額を加えた額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た
額に改定する。

のは「昭和五十二年六月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十一条の五第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十一条の五第一項」と、「に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第十一条の五第一項及び同条第二項において読み替えたる前項」と読み替えるものとする。

3 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十二年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定期年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前条第七項の規定の適用を受ける年金（当該年金に係る通算遺族年金を含む）で、昭和五十二年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十条の三を第十一条の三とし、第十条の二を第十一条の二とし、第十条第一項中「次条第一項、第十条の三第一項及び第三項並びに第十二条の四第一項及び第三項から第五項」を「次条から第五項まで」に改め、同条第三項中「遺族年金」の下に「（次条に加え、同条第二項中「第一条の九第二項第四項から第七項まで」を「第四条の九第二項第三十一日以前の衛視等の年金」という。）」を加え、同条第四項中「第一条の九第二項から第五項まで」を「第四条の九第二項から第五項まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十二年度における昭和四十九年四月以後の新法による年金の額の改定）

第九条の二 昭和五十年三月三十日以前の年金で、昭和五十二年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月一日以後、その額を、前条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年金又は仮定恩給法の俸給年金額若しくは仮定旧法の俸給年金額に一千三百円を加えた額をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額若しくは仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

第四条の十第二項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 第一項及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和五十年三月三十日以前の衛視等の年金で、昭和五十二年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定の適用を受ける年金での規定は、昭和五十年三月三十日以前の衛視等の年金で、昭和五十二年五月三十一日において現に支給される年金の額の改定について準用する。

5 第一条第六項の規定の適用を受ける年金での規定は、昭和五十年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員（第三項及び第六項の規定の適用を受けたる者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十二年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第

二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を加えた額をいう。

3 第四条の十第二項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一項及び第四条の十第二項から第八項までの規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、昭和五十二年五月三十日において現に支給されているものについて準用する。

昭和五十一年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金(新法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。)で、昭和五十二年五月三十一日において現に支給されているものについては、第四条の十第二項から第八項までの規定

5 第一条第六項の規定は、前各号の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 昭和五十年四月一日から同年五月十四日までの間に新法の退職をした組合員で施行法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員

であつたものに係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定めるもので、昭和五十二年五月三十日において現に支給されているものについては、その額を、前各号の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の十二の次に次の一表を加える。
別表第一の十三（第一条の十、第一条の十の二、第二条の十、第二条の十の二、第三条の十の二関係）

別表第一の十二の仮定俸給	仮定俸給
四八、八一〇	九四、四一〇
五一、〇一〇	九八、二三〇
五三、二九〇	一〇五、〇一〇
五五、五三〇	一一〇、四三〇
五七、八三〇	一二〇、五三〇
五九、二五〇	一二一、八〇〇
六〇、六八〇	一二四、五三〇
六二、三一〇	一二七、四一〇
六四、六一〇	一三〇、七一〇
六六、六〇〇	一三九、一八〇
七〇、七〇〇	一四〇、八五〇
七二、九六〇	一四七、五八〇
七五、四四〇	一四九、三三〇
七七、九四〇	一五四、八八〇
八一、〇六〇	一六二、七七〇
八三、〇四〇	一六四、四一〇
八五、六二〇	一六六、八一〇
八八、一一〇	一六八、一三〇
九三、〇八〇	一七〇、八二〇
九九、五一〇	一七二、三三〇
一七七、四一〇	一八〇、九九〇
一五九、四四〇	一八〇、一〇〇
一八九、六五〇	一八九、六五〇
一九八、九九〇	一九二、三六〇
二〇〇、八二〇	一九三、五五〇
二一七、三六〇	二〇一、四五〇
二三六、五七〇	二一四、四七〇
二三五、七一〇	二二二、五三〇
二四一、四五〇	二二四、九四〇
二四七、六一〇	二二七、三七〇
二五九、四四〇	二三一、九〇〇
二七一、四一〇	二三九、七九〇

二七七、四四〇	二九六、一一〇	一〇五、〇一〇円を超える二九、〇二〇円以下のもの
二八三、一五〇	三〇一、三一〇	九三〇円を超える一〇五、〇一〇円以下のもの
二九四、八三〇	三一四、七七〇	九四〇円を超える一〇〇、九三〇円以下のもの
三〇〇、一三〇	三一〇、四三〇	九一、五四〇円を超える九四、二〇〇円以下のもの
三〇六、二九〇	三一七、〇一〇	八八、八〇〇円を超える九一、五四〇円以下のもの
三一七、四四〇	三三八、九〇〇	七八、〇四〇円を超える八八、八〇〇円以下のもの
三二九、六五〇	三五一、九三〇	六九、一三〇円を超える七八、〇四〇円以下のもの
三三五、九三〇	三五八、六三〇	六六、六八〇円を超える六九、一三〇円以下のもの
三四一、八六〇	三六四、九六〇	六四、九四〇円を超える六六、六八〇円以下のもの
三四八、〇八〇	三七一、六〇〇	六三、四一〇円を超える六四、九四〇円以下のもの
三五四、一一〇	三七八、〇三〇	六一、八九〇円を超える六三、四一〇円以下のもの
三六六、二七〇	三九一、〇〦〇	五九、四四〇円を超える六一、八九〇円以下のもの
三七八、四四〇	四〇三、九九〇	五九、四四〇円以下のもの
三八四、四七〇	四一〇、四一〇	
三九〇、六三〇	四一七、〇〦〇	

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十二の仮定俸給の額が三九〇、六三〇円を超える場合においては、その額に、一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十一で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十二の次に次の二表を加える。

別表第三の十三（第二条の十、第二条の十の二関係）

別表第一の十三の下欄に掲げる仮定俸給

率

一三三・〇割

一一三・八割

一四・五割

一四・八割

一五・〇割

一六・一割

別表第四の十二の次に次の二表を加える。

別表第四の十三（第二条の十関係）

障害の等級	年	金額
一	二、六一六、〇〦〇円	
二	一、一九、〇〦〇円	
三	一、七〇〇、〇〦〇円	
四	一、二八二、〇〦〇円	
五	九九四、〇〦〇円	
六	七五九、〇〦〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、二八二、〇〦〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、四九一、〇〦〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十四（第二条の十の二関係）

障害の等級	年	金額
一級	一、七三六、〇〦〇円	
二級	一、二三九、〇〦〇円	

二六・九割
二七・四割
二七・八割
二九・〇割
二九・三割
二九・八割
三〇・二割
三〇・九割
三一・九割
三一・七割
三一・〇割
三一・四割
三一・五割

三 級	一、八〇〇、〇〇〇円
四 級	一、三八一、〇〇〇円
五 級	一、〇七四、〇〇〇円
六 級	八三九、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、三八一、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、五九一、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第六及び別表第七中「第九条の三」を「第

十一条の三」に改める。
別表第八中「第十条の四、第十一条の三、第

十二条の二、第十三条」を「第十一条の四、第

十二条の三、第十三条の二、第十四条」に改め

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法
律百二十八号)の一部を次のよう改正する。

第七十六条の二第二項中「金額の部分」を「金
額とする部分」に改める。

第八十二条の二第一項中「前条第一項本文」
を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前条

第二項前段」を「前条第二項」に改める。

第九十二条の三第一項中「政令で定める規定」
を「政令で定める法令の規定」に、「全部が停止」

を「全部の支給が停止」に改める。

第一百条第三項中「三十四万円」を「三十六万
円」に改める。

第一百三条第一項中「確認」の下に「その他の
組合員期間の確認」を加える。

第一百二十四条の二第一項中「この条」の下に
「及び次条」を加え、「以下「復帰したとき」」
を「以下この条において「復帰したとき」」に、
「以下「転出」」を「以下この条において「転出」」
に、「以下「復帰希望職員」」を「以下この条に
おいて「復帰希望職員」」に改め、同条の次に次
の一条を加える。

(公社に転出した復帰希望者に係る特例)

第五百二十四条の三 組合員(組合員期間が二十

年未満である者に限る)が任命権者又はその
委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法
律五百三十四号)第一条第一項に規定する公共企業体に使用される者(役員及び常勤勤務
に服することを要しない者を除く)以下「公社職員」という)となるため退職した場合は、
は、その公社職員となつた日から六十日以内
に、政令で定めるところにより、引き続い当該公社職員として在職し、引き続いて組合員
の資格を取得したときの第三十八条の規定に
よる組合員期間の計算上、当該資格を取得し
たときの組合員期間と当該退職に係る組合員期間とが引き続く組合員期間であるものとみ
なされることを希望する旨をその組合に申し
出ることができる。

2 前項の規定による申出があつた場合には、
同項の退職(次項において「転出」という)
に係る長期給付は、その申出をした者(次項
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

3 公社職員として在職する間、その支払を差
止める。

3 復帰希望者が引き続い公社職員として在職
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

(当該復帰希望者のうちその者の事情によら
ないで引き続い勤務することを困難とする
の一条を加える。

理由により退職した者で大蔵省令で定めるも
の以外の者がその後六月以内に退職したとき
については、転出の時に退職がなかつたものと
みなし、当該公社職員であつた期間(次項に
おいて「転出期間」という)の前後の組合員
期間は、引き続く組合員期間であるものとみ
なす。

4 前項の規定の適用を受ける組合員(以下「復
帰組合員」という)で第七十六条第一項の規
定に該当しないものが退職した場合において、
組合員期間に転出期間を算入するとした
ならば、その期間が二十年以上となるときは、
その者に退職年金を支給し、通算退職年金、
退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

5 前項の規定による退職年金の額は、組合員
期間の年数に応じ、政令で定めるところによ
り算定した金額とする。

6 次の各号の一に該当するときは、当該各号
に規定する者の遺族に遺族年金を支給する。
一 第四項の規定による退職年金を受けれる權
利を有する者が公務傷病によらないで死亡
した場合

二 復帰組合員が死亡した場合において、そ
の死亡と退職とみなしたならば第四項の規
定により退職年金を受ける権利を有するこ
ととなる場合

7 前項の規定による遺族年金の額は、当該年
金に係る復帰組合員であつた者の組合員期間
の年数に応じ、政令で定めるところにより算
定した金額とする。

8 前項に規定するもののほか、復帰組合員
に係る長期給付に定めるものにはか、復帰組合員
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

9 前項の規定による申出があつた場合には、
同項の退職(次項において「転出」という)
に係る長期給付は、その申出をした者(次項
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

10 公社職員として在職する間、その支払を差
止める。

11 復帰希望者が引き続い公社職員として在職
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

12 公社職員として在職する間、その支払を差
止める。

13 復帰希望者が引き続い公社職員として在職
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

14 公社職員として在職する間、その支払を差
止める。

15 復帰希望者が引き續い公社職員として在職
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

替えた前項第三号」としてに改める。

(公社に転出した者に係る特例)

附則第十四条の四 第百二十四条の三の規定は、公

共企業体職員又は転入組合員の資格を取得するこ
とができる者及び同法附則第二十七条の規定
の適用を受けることができる者については、
適用しない。

4 前項の規定による退職年金の額は、当該各号
に規定する者の遺族に遺族年金を支給する。
一 第四項の規定による退職年金を受けれる權
利を有する者が公務傷病によらないで死亡
した場合

二 復帰組合員が死亡した場合において、そ
の死亡と退職とみなしたならば第四項の規
定により退職年金を受ける権利を有するこ
ととなる場合

7 前項の規定による遺族年金の額は、当該年
金に係る復帰組合員であつた者の組合員期間
の年数に応じ、政令で定めるところにより算
定した金額とする。

8 前項に規定するもののほか、復帰組合員
に係る長期給付に定めるものにはか、復帰組合員
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

9 前項の規定による申出があつた場合には、
同項の退職(次項において「転出」という)
に係る長期給付は、その申出をした者(次項
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

10 公社職員として在職する間、その支払を差
止める。

11 復帰希望者が引き續い公社職員として在職
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

12 公社職員として在職する間、その支払を差
止める。

13 復帰希望者が引き續い公社職員として在職
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

14 公社職員として在職する間、その支払を差
止める。

15 復帰希望者が引き續い公社職員として在職
において「復帰希望者」という)が引き続い

出することができる。

四四

百円」を「一万二千円」に、「一万四千円」を「一万六千四百円」に改める。

第四十七条の二第四項及び第四十八条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改める。

四十九条の二第二項中「算定する場合」の下に「新法第八十二条の二若しくは第八十八条の二第一号の規定又は第十一条の二第一項、第

三十一条の二（第十一条の二の規定に係る部分に限る。）若しくは第三十二条（第十一条の二の規定に係る部分に限る。）（これらの規定を第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む）の規定の適用によりその類を算定する場合を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（公社に転出した復帰希望者である更新組合員に係る特例）

第四十九条の三 新法第一百二十四条の三第三項の規定の適用を受けた組合員についてこの法律の規定を適用する場合には、第九条第一号中「除いた期間」とあるのは、「除いた期間並びに新法第一百二十四条の三第三項に規定する転出期間」とする。

2 前項に定めるもののが、新法第一百二十四条の三第三項の規定の適用を受けた組合員に係る長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十一条の二第四項第五号中「第四十一条の三第一項」を「第四十一条の四第一項」に改める。

別表中「一、二一、一一〇〇円」を「一、四八五、四〇〇円」と、「一、四九、一一〇〇円」を「一、六二八、四〇〇円」と、「九四〇、一一〇〇円」を「一、〇八五、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「七万二千円」を「八万四千円」に、「四千八百円」を「一万二千円」に、「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「四万八千円」を「五万四千円」に改める。（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第二条の九」を「第二条の十の二」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十二年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中国家公務員共済組合法第百二十四条の二の次に一条を加える改正規定及び同法附則第十四条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日

二 第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第六号、第九条第三号及び第五十二条の二第二项第五号の改正規定 昭和五十二年十月一日

（掛金の標準となる俸給に関する経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第一百条第三項の規定は、昭和五十二年六月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年五月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

（公社に転出した復帰希望者に係る特例に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第四十九条の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた年金たる長期給付についても、昭和五十二年六月分以後適用する。

（長期在職者等の退職年金等の最低保障）

第六条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）

第二条第一項第七号に規定する更新組合員（施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員）に掲げる日以後に改正後の法

第一百二十四条の三第一項に規定する公社職員となるため退職した者（改正後の法附則第十四条の四の規定に該当する者を除く。）について適用する。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員

という。）前に給付事由が生じた遺族年金及び疾病年金についても、昭和五十二年六月分以後適用する。

2 昭和五十二年八月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三条又は別表の規定を適用する場合には、同年六月分から同年九月分までの年金について、同条中「七十二万円」とあり、及び「七十三万二千円」とあるのは「六十三万九千七百円」と、「七十五万六千円」とあるのは「六十六万三千七百円」と、「六十九万六千円」とあるのは「六十万三千七百円」と、同表中「二、四八五、四〇〇円」とあるのは「二、三六五、四〇〇円」と、「一、六二八、四〇〇円」とあるのは「一、五一八、四〇〇円」と、「一、〇八五、四〇〇円」とあるのは「一、〇〇五、四〇〇円」とする。

（厚生年金保険の被保険者であった更新組合員等に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第四十九条の二の規定は、施行日前に給付事由が生じた年金たる長期給付についても、昭和五十二年六月分以後適用する。

（長期在職者等の退職年金等の最低保障）

第六条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」という。）

第二条第一項第七号に規定する更新組合員（施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員）に掲げる日以後に改正後の法

第一百二十四条の三第一項に規定する公社職員となるため退職した者（改正後の法附則第十四条の四の規定に該当する者を除く。）について適用する。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員

当する額を控除した額）が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 改正後の法の規定による退職年金のうちから今までに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれから今までに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上ものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十四万一千八百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十九万四千五百円

コ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 五十八万九千円

ロ 以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十四万一千八百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十万四千五百円

（改正後の法の規定による遺族年金（改正後

の五（施行法において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相

三 改正後の法の規定による遺族年金（改正後

の法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第五項及び第七項において同じ。)次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で改正後の法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短年金年限に達しているもの二十九万四千五百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの二十二万九百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十四万七千三百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、同項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、国家公務員共済組合法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 一万四千円

第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺

族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という)が退職年金の最短年金年限に達しているもの二十九万四千五百円

六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後これららの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。

4 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く)において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後これららの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。

5 施行日以後に給付事由が生じた改正後の法の規定による遺族年金の額(その額について、改正後の法第八十八条の五又は第二項若しくは第三項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十二年十月分(同年十月一日以後に給付事由が生じたものについては、給付事由が生じた日の属する月の翌月分)以後、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

6 第一項、第四項、第五項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第四項、第五項若しくは前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

7 改正後の法の規定による遺族年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者(六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有する者を除く)が昭和五十二年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項、第四項、第五項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第四項、第五項若しくは前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第一項第三号中「三 法の規定による遺族年金」の下に「(法第九十二条の二の規定の適用を受ける遺族年金を除く。)」を加える。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第七八六号)(第七八九号)(第八六二号)

二 気象衛星センターは、清瀬市に置く。

三 気象衛星センターの内部組織は、運輸省令で定める。

附 則 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

第十七八六号 昭和五十二年二月二十五日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 神奈川県大和市下鶴間三、五三二一ノ二九 飯村賀久子外十九名

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律
第五十五条の八第一項の表中「東久留米市」を「所沢市」に改める。

第六十八条中「気象研究所」を「気象衛星センター」に改め、「気象通信所」を削る。

第七十四条を削り、第七十三条を第七十四条とし、第七十条から第七十二条までを一条ずつ繰り下げ、第六十九条の次に次の二条を加える。

(気象衛星センター)

第七十条 気象衛星センターは、気象、地象及び水象並びにこれらの関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する気象衛星による観測及び気象通信並びに気象無線報の受信を行う機関とする。

第七十一条 気象衛星センターの内部組織は、運輸省令で定める。

二 気象衛星センターは、清瀬市に置く。

三 気象衛星センターの内部組織は、運輸省令で定める。

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第七八六号)(第七八九号)(第八六二号)

二 気象衛星センターは、清瀬市に置く。

三 気象衛星センターの内部組織は、運輸省令で定める。

附 則 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

第十七八六号 昭和五十二年二月二十五日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 神奈川県大和市下鶴間三、五三二一ノ二九 飯村賀久子外十九名

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第七八九号 昭和五十二年二月二十五日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 高知市永国寺町二ノ一〇 中道千枝子外二十九名

紹介議員 林 達君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八六二号 昭和五十二年二月二十八日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市本川内申六九八林和子外二十四名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第八六三号 昭和五十二年二月二十八日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 鳥取県倉吉市新町三ノ一、〇九一脇坂房代外五名

紹介議員 石破 一朗君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第九〇七号 昭和五十二年三月一日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 岐阜県土岐市土岐津町土岐口五八一 鶴谷つね子外二十三名

紹介議員 太田 淳天君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第九六五号 昭和五十二年三月一日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市大塚町一五ノ一八岡村丈外十七名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

三月十五日内閣から左の議案の修正について、国会第五十九条の規定に基づき衆議院の承諾を求めた旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、同案の修正を承諾した旨の通知書を受領した。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案中修正

恩給法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第二条中恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の二の次に一条を加える改正規定中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に、「昭和五十二年十月」を「昭和五十二年八月」に改める。

第四条中恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二十一号）附則第八条第一項の改正規定中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改め、同法附則第八条第四項の改正規定中「昭和五十二年五月三十日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第五条中恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十一号）附則第十五条第五項の改正規定中「昭和五十二年十月」を「昭和五十二年八月」に改める。

附則第一条中「昭和五十二年六月一日」を「昭和五十二年四月分」に改め、同案第二項中「昭和五十二年六月分から同年九月分」を「昭和五十二年四月分から同年七月分」に改める。

附則第七条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改め、同案第二項中「昭和五十二年六月分から同年九月分」を「昭和五十二年四月分から同年七月分」に改める。

附則第八条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改め、同案第二項中「昭和五十二年六月分から同年九月分」を「昭和五十二年四月分から同年七月分」に改める。

附則第九条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改め、同案第二項中「昭和五十二年六月分から同年九月分」を「昭和五十二年四月分から同年七月分」に改める。

附則第十条及び第十二条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改める。

附則第十二条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改める。

附則第十三条及び第十四条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改める。

附則第十四条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改める。

附則第十五条第一項中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改める。

附則第十六条第一項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改め、同案第三項

「昭和五十二年五月三十日」に、「同年十月分」を「昭和五十二年七月三十日」に、「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に、「昭和五十二年九月三十日」に改める。

附則第三条第一項中「昭和五十二年五月三十一日」に改める。

十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に改め、同案第二項中「昭和五十二年十月一日」に改める。

附則第十五条第一項中「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に改める。

附則第十六条第一項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改め、同案第三項

「昭和五十二年五月三十日」を「昭和五十二年八月分」に改める。

附則第十七条第一項中「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に改める。

附則第十八条第一項中「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に改める。

附則第十九条第一項中「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に改める。

三月十五日内閣から左の議案を修正した旨の通知書を受領した。

一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案中修正

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

ら同年七月分」に改める。

附則第十五条第一項中「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に改める。

附則第十六条第一項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改める。

附則第十七条第一項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改める。

附則第十八条第一項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改める。

附則第十九条第一項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改める。

附則第二十条第一項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改める。

三月十五日内閣から左の議案を修正した旨の通知書を受領した。

一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 中年金額改定法第三条の九の次に二条を加える改正規定中「同年十月分」を「同年八月分」に、「昭和五十二年五月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第一条 中年金額改定法第四条の九の次に一条を加える改正規定中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に、「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に、「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改める。

第一条 中年金額改定法第五条の九の次に一条を加える改正規定、年金額改定法第六条の四の次に一条を加える改正規定、年金額改定法第七条の三の次に一条を加える改正規定及び年金額改定法第八条の二の次に一条を加える改正規定中「昭和五十二年五月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「同年六月分」を「同年四月分」に改め

る。

附則第四条第一項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」を「施行日」に、「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改め、同条第二項中「昭和五十二年八月三十一日」を「昭和五十二年六月三十日」に、「同年六月分」を「同年四月分」に、「昭和五十二年九月分」を「同年七月分」に改める。

附則第五条中「昭和五十二年六月分」を「昭和五十二年四月分」に改める。

附則第六条第五項中「昭和五十二年十月分」を「昭和五十二年八月分」に、「同年十月一日」を「同年八月一日」に改め、同条第七項中「昭和五十二年十月一日」を「昭和五十二年八月一日」に改め、同条第十条の四を第十一条の三とし、同条の次に一条を加える改正規定中の三を第十二条の三とし、同条の次に一条を加える改正規定及び年金額改定法第十条の四を第十一条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定中「昭和五十二年五月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「同年六月分」を「同年四月分」に改める。

第一条 中年金額改定法第十三条を第十四条とし、同条の次に二条を加える改正規定、年金額改定法第十二条の二を第十三条の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、年金額改定法第十二条の三を第十二条の三とし、同条の次に一条を加える改正規定及び年金額改定法第十条の四を第十一

条の四とし、同条の次に二条を加える改正規定中「昭和五十二年五月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「同年六月分」を「同年四月分」に改める。

附則第一項に改める。

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第六号、第九条第三号及び第五十二条の二第四項第五号の改正規定は、同年八月一日から施行す

る。

附則第三条中「附則第一項に掲げる日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「改正後の法第二百二十四条の三第一項」を「同条第一項」に改める。

第一四五三号 昭和五十二年三月九日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願 請願者 和歌山市栗一六九ノ一九 生田君 子外二十三名
紹介議員 山本茂一郎君
この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第一四五三〇号 昭和五十二年三月十日受理 遺族年金（恩給）の支給率引上げに関する請願 請願者 福岡県大牟田市大字三池九一二
藤本マサエ外九十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

第一四五三〇号 昭和五十二年三月十日受理 遺族年金（恩給）の支給率引上げに関する請願 請願者 福岡県大牟田市大字三池九一二
藤本マサエ外九十九名
紹介議員 野田 哲君
遺族年金・扶助料の支給率を八十八パーセントに引き上げられたい。

理由

今日の高物価の下において、遺族年金（恩給）の額が、本人受給額の二分の一に抑えられている遺族の生活は、誠に惨めなものである。今までその不合理な制度の改善を願つて来たが、ようやく昨年五十一年度に一率六十六パーセントの引上げ案が検討されるに至った。しかるに財政上の理由から、寡婦加算制度の創設などとなり、五十二年度においても支給率の引上げは見送られる由で、前途に光明を見失つた感を深くする。

第一二七五号 昭和五十二年三月七日受理 救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願 請願者 沖縄県水海道市川又町二八七 村
岡博美外六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六九九号と同じである。

昭和五十二年三月三十一日印刷
昭和五十二年四月一日発行